

地名散歩

第21回 町と村はどう違うのか

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

「平成の大合併」というだけあって、自治体の数は大幅に減少した。この大合併が始まった平成11年(1999)4月には671市・1990町・568村の合計3229市町村であったのが、平成25年の1月現在では789市・746町・184村の合計1719市町村と、ほぼ半減近くになっている。ちなみにその半世紀前に行われた「昭和の大合併」直前の昭和28年(1953)9月末では、285市・1970町・7640村の合計9895市町村。当時は市といえば拠点となる都市であり、全国の自治体数のうち97パーセントという圧倒的多数が町村(うち村が8割)が占めていた。

この頃と比べると現在では自治体数のうち46パーセントが市であり、今では村の方がむしろ少数派である。人口で考えれば、おそらく日本人の大半がどこかの市民(東京都23区

も含む。)であるに違いない。しかしそれだけの面積が平成に入って市街地化したわけではなく、多くの深山幽谷や広大な原野などが市域に含まれてしまっただけのことであるが。

まだ市制・町村制が施行される以前の明治9年(1876)5月18日に内務省が議定した『地所名称区別細目』は、町村や字について次のように規定している。

- 一 村ト称スルモノハ郡中ノ区分ニシテ字ヲ轄シ農民ノ部落ヲ為スモノナリ
- 一 町ト称スルモノハ郡中ノ区分ニシテ商民ノ市街ヲ為スモノナリ字ヲ轄スルコト村ニ同シ
- 一 字ト称スルモノハ村町中ノ区分ニシテ数十百筆ノ地ヲ轄スルモノナリ



秋田県由利本荘市雪車町(そりまち)。ソリは焼畑、マチは耕地の意。1:25,000地形図「本荘」平成8年修正



日本最大5.5万人を擁する岩手県滝沢村。1:200,000地勢図「盛岡」平成24年要部修正

この規定はまだ「市」が出現する以前のことで、町と村および字だけに言及されているが、町が「商民の市街」であるのに対して村は「農民の部落(集落)」と明解に分けているのは興味深い。要するに町と村の違いは人口規模ではなく、住民の職業に左右されるものだったのである。だから人口が少なくても商人が集まっている市街地は町(宿場であれば「宿」や「駅」となり、多くの人口を擁していても農村集落が広がっているのであれば村だった(漁民の住む集落は「浦」や「浜」と呼ばれた。)。これはたとえばドイツでも同様に、市(シュタット)とは人口にかかわらず市民(ビルガー。フランス語ならブルジョワ)が住む場所であり、市はたいてい壁(シュタットマウアー＝城壁)で囲まれていた。

現在では町と村の違いは明確ではなく、村にサラリーマンや商店主も住んでいれば、政令指定都市の中にも田を耕す人が混住している。また、自治体としては人口が減少しても町が村に変わることはないし、その結果として小さな市より人口が多い村も存在する。たとえば岩手県岩手郡の滝沢村は平成26年(2014)1月1日に町を通り越して一気に滝沢市となるが、平成25年10月末現在の人口は55,077人で「日本一の村」だ。

ちなみに最少の市は北海道歌志内市で、人口は滝沢村の実に13.5分の1に過ぎない4,072人(平成25年10月末現在)である。ついながら人口最大の町は、最大の村より少ないけれど51,605人(同年10月1日現在)の広島県府中町。この町は明治以来1度も合併をしておらず、現在では広島市にとり囲まれ

た状態となっている。これまで「独立」を保っているのはマツダの広島本社の所在地であることが大きいようだ。

村が町制施行、または市制施行する際の要件は都道府県によって異なるようで、具体的には人口総数だけでなく中心市街地の人口密度や、その地区が占める人口割合、都市的施設が一定以上であること、また都市的職業に就いている住民の割合が一定以上などが定められていたが、最近ではどうも有名無実になっていて、どんなに人煙稀な山奥であっても政令指定都市の区民になってしまったりする。村の「特権」として最も知られていたのは車庫証明が不要、というものだったが最近では例外が多く、岩手県の滝沢村は事実上盛岡市の近郊都市であるため、車庫証明は以前から必要だった。

さて、町というのは日本では行政区画としての市や町に関わらず「市街地」の意味で用いられるが、町という漢字はもともと耕地(田)に釘(丁)を打ち込んで画した畔道や耕地の境界を意味していた。それが後に「区画」から転じて市街の意味になったのである。そのため地名によっては農村部なのに昔から「町」と称していた地域が多い。たとえば上町であれば、段丘の上に広がっている畑を意味していることがあり、江戸時代には「上町村」などと表示された。「○○町村」という地名は全国に意外に多いが、マチが耕地を意味しているから矛盾はしていない。秋田県由利本荘市の雪車町^{そりまち}も江戸時代には雪車町村だった。焼畑を意味するソリに「雪車」と粋な当て字をし、耕地を意味するマチを付けたわけだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 683
2013 December



表紙写真
「夕映え」

第28回写真コンクール入選
上杉 和子●三重会

地名散歩 今尾 恵介

03 平成25年を振り返る

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 加賀谷 朋彦

05 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第20回 知っておくべき相続税の知識

公認会計士 小松 英明

08 一步(分)一間図に基づき筆界を確定した裁判例 (徳島地判平成16年3月18日)

香川大学法学部准教授 辻上 佳輝

16 コンプライアンス・プログラム改訂版について

18 境界問題相談センターおおさか 設立10周年記念シンポジウム

21 土地家屋調査士の本棚

調べてみよう!! 地面のボタンのなぞ 一番えらいボタンをさがせ!!

22 平成25年度土地家屋調査士試験受験者対象

アンケート調査ハガキ集計結果

24 我が会の会員自慢 VOL.23

長野会/宮崎会

28 ネットワーク50

神奈川会/兵庫会

30 会務日誌

32 会長レポート

34 土地家屋調査士新人研修開催公告

四国ブロック

35 平成25年 秋の叙勲・黄綬褒章

36 土地家屋調査士名簿の登録関係

37 ちょうさし俳壇

38 平成26年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

39 お知らせ

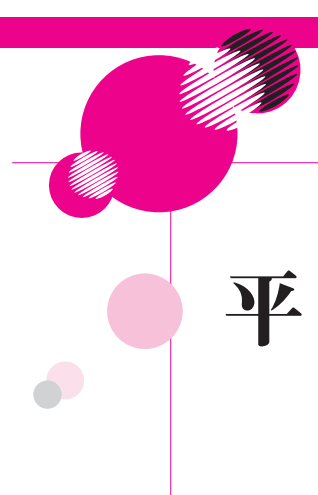
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内

42 国民年金基金から

44 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



平成25年を振り返る

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 加賀谷 朋彦

松岡直武先生を悼んで

本年1月に、日調連元会長の松岡直武先生がご逝去されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

私は松岡先生の下で、平成21年度から22年度までを研修部次長として、平成23年度から24年度までを研修部長として務めさせていただきました。

その折には、土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)制度の構築、研修制度基本要綱ほか、関連要領・規則等の改正、eラーニングシステムの構築等に携わり、松岡先生から多くのご指導をいただきながら何とか会務を全うすることができたと思っております。

ところで、私の事務所の書棚に、吉田松陰の「留魂録」という書籍があります。これは、吉田松陰が小伝馬町の牢の中で松下村塾の門下生宛に書き記したものです。

この中では、四季の中において、種をまき、花が咲き、実がなって収穫という、いわゆる四季の循環があるが、人間にはその一生にそれぞれに相応しい春夏秋冬があり、10才で亡くなった者にはその10才の中におのずから四季があり、30才で亡くなった松陰には30才の中に四季があり、50才、100才の中にもおのずから四季があり、その四季をとおして育んだ実が毎年同じ様に繰り返し絶えることなく続くかどうかは、それを受け継いでいこうとする者がいるかどうかにある、ということを伝えています。

松岡先生は67年余のその一生を閉じられました。しかし、松岡先生の土地家屋調査士制度の発展に心血を注いでおられた姿勢、土地家屋調査士制度の将来を想うその精神は間違いなく今の制度を担うわれわれに引き継がれ、さらに引き継ぎ続けられていくことを確信いたします。

新執行体制のスタート

平成25年6月18日、19日の両日開催された第70回定時総会において、林千年会長をはじめとする新役員が選任され、平成25・26年度の会務執行がスタートいたしました。

7月10日、11日には新役員による最初の理事会が開催され、副会長及び理事の会務分掌及び制度対策本部員並びに各種委員会委員及びPTメンバーの選任等が審議され、可決承認されました。

また、各部等による引継ぎ及び本年度事業計画に基づく執行計画についての協議を2日にわたって行いました。

役員改選の時期は、会務の流れにおいて全体的なギアチェンジがあって、それなりのエネルギーが必要なわけですが、今期は、正副会長においては5名中3名が、常任理事にあっては7名中5名が前期役員経験者ということもあり、スムーズな引継ぎができたものと思っております。

私が担当することになった「法整備WG」を紹介します。この部署は、法務委員会及び法改正対応PTにおいてスムーズな会議運営を行うために事前の検討を行い、スキームの整理と、規則等具体的な案を作成することを主な役割として位置づけていますが、現在は、土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する規則(案)の取扱い、土地家屋調査士事務所形態の整理、業務受託体制のあり方等、いくつかの緊急課題への対応を行っております。

ADRセンター

土地境界ADRに関しては、本年6月28日「境界問題相談センターみえ」の設立をもって全国50会全てに土地境界ADRセンターが設立されました。こ

のことを契機として、林会長の掲げている「境界紛争ゼロ宣言」を前面に出し、われわれ土地家屋調査士が土地境界に関する専門家であることを社会にアピールしていきたいと思います。

日調連特定認証局の民間移行

本年6月に開催された第70回定時総会において、日調連認証局が行っている業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

それを受けて、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選択し、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することとしました。

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局することとしておりますので、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、連合会では、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月上旬からになる見込みです。

また、新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

限られた期間中での発行・失効となりますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

オンライン登記申請の促進

オンライン登記申請の更なる促進に向けて、会員からの要望・意見を取り入れながら、法務省及び関係省庁へ提言等を継続して行ってまいりました。

総務省行政管理局において実施した「国の行政手続のオンライン利用に関する御意見・情報提供につ

いて」の意見募集の中で、オンライン申請の問題点・改善点として提出したものの一部をご紹介します。

1. 不動産登記令第13条第2項では、オンライン登記申請を行っても申請代理人等が添付情報を登記所に原本提示することを定めており、書面申請の場合と差異がない現状であるため、オンライン登記申請促進の障害となっていることから、添付情報の原本提示の省略を実現すること。
2. 不動産登記令第12条第2項において、添付情報には、その作成者による電子署名が必要とされているが、資格者代理人が申請代理を行う場合に、申請者本人が作成した委任状等を添付情報とするときは、同令第13条第1項に定める電磁的記録に記録した添付情報として取り扱われること。
3. 郵便による登記事項証明書の交付請求を行った場合、依頼人に交付すべき登記事項証明書等が折りたたまれて送付される。これについては、成果品として依頼人たる国民に交付すべきものとして疑義がある。折りたたまない送付も一部出張所等では対応されているが、当該対応が、全国的な対応となるよう検討をお願いしたい。
4. 全国の地方自治体が管理している公文書においては、申請人又は資格者代理人が役所やインターネットから取得し添付するのではなく、申請を受けた各法務局・地方法務局が各地方自治体から取得できるような各法務局・地方法務局と地方公共団体の情報共有ができるバックオフィス体制を早期に構築すること。

等々ですが、今後も引き続き提言していきたいと思っております。

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第20回 知っておくべき相続税の知識

公認会計士 小松 英明

相続財産の相当割合を不動産が占める日本で、土地建物に関わる専門家としては、基礎的な相続税の知識は欠かせません。本稿では全体を網羅することは紙面の都合上無理なので、いくつかのテーマにつき要点を説明したいと思います。

相続税の申告が必要な場合

税金の申告は相続税に限らず、原則として税金が発生しない場合は申告は不要です。ただし、税法上の特例を適用する場合、申告を要件とするものがあります。申告が必要な相続税の特例は次のとおりです。

1. **小規模宅地等の評価減**：小規模の特定居住用や事業用の土地については、利用状況や面積に応じ50%から80%の評価減をすることができます。ただし、相続後の利用状況により判定するので、遺産分割の確定が必要です。(特定居住用は平成27年1月以後相続分より240㎡から330㎡に拡大)
2. **配偶者控除**：配偶者が相続した財産については、法定相続分が、1億6千万円のいずれか多い額までを非課税とする規定です。ただし、これも遺産分割が確定していなければ適用できません。

相続税の申告をしなければならない居住者や非居住者

日本の相続税や贈与税は、相続した人(以下「相続人」という。)や贈与を受けた人が申告及び納税義務を負うことになっています。納税義務は、居住者(1年以上国内に住所を有する人)か、非居住者(居住者以外の人)で異なります。通常、日本国が無制限(海外の所得も含め全て)に課税できるのは「居住者」であり、「非居住者」は日本国内で得た所得などに制限

して課税されるのが原則です。ところが、相続税はこの原則からかなり異なった課税体系になっているので注意が必要です。近年、数回の改正を経て課税の範囲が広がり、平成25年4月1日以後の相続の課税関係は次表のようになっています。

課税時期の相続人の状況	相続人の国籍	課税時期前5年以内の状況	課税対象の財産の所在	
			国内	国外
国内居住者	国籍に関係なし	状況に関係なし	課税	課税
非居住者	日本国籍あり	被相続人、相続人のいずれかが居住者であった場合	課税	課税
		被相続人、相続人のいずれもが居住者でなかった場合	課税	課税対象外
	日本国籍なし	状況に関係なし	課税	課税対象外

相続財産と間違いやすい財産

生命保険金、退職金、弔慰金などについては、場合により所得税や贈与税の対象となる場合があります。

生命保険金：生命保険金は、被保険者、保険料の負担者、受取人の組み合わせで判断します。負担者とは契約者とは限りません。実際に保険料を支払った人です。税金の種類は下表のとおりです。

保険料の負担者	被保険者(被相続人)	保険金の受取人	税金の種類
父	父	母	相続税
母	父	母	所得税(一時所得)
母	父	長男	贈与税

住宅ローン契約時に加入する団体信用生命保険は、保険金で債務が返済されたとして、債務、保険金収入共に、0円として扱います。

退職金と弔慰金：退職金は相続財産(一定額の控除があります)で、香典などの弔慰金は通常は非課税です。ただし、勤務先から受け取る弔慰金は、下記の金額を超える分が退職金とみなされます。

業務上の死亡の場合：普通給与の3年分
その他の事由での死亡の場合：普通給与の半年分

相続税の計算のやり方

基礎控除：まず、法定相続人の人数により基礎控除額を算出してみます。

基礎控除額＝5千万円＋法定相続人の数×1千万円。法定相続人の数には相続放棄をした人も含まれ、2名以上の養子がいる場合は養子の人数は2名として計算します。(平成27年1月1日以後の相続では、3千万円＋法定相続人の数×6百万円に縮小)

財産の相続税評価額を算定する：評価額は「財産評価通達」に基づき評価するのが原則です。

1. 土地

① **路線価が付されている地域**では路線価で評価します。**路線価のない地域**では固定資産税評価額に、通達に定める倍率を乗じた金額で評価します。面積は、登記や土地課税台帳上の数値ではなく実際の面積です。倍率を乗じる地域では、土地課税台帳より実際の面積が広い例もありますが、この場合は固定資産税評価額を実際の面積の割合で乗じて評価しなければなりません。実面積がよくわからないという地域も多いようですが、実面積に基づき申告するのが定めですので注意が必要です。以上で評価した土地を、利用状況(自用地、貸地、借地等)及び土地の形状(崖地、変形地等)により必要な減額を行います。

② **海外にある土地**には路線価はないので、時価で評価します。近隣の売買実例、専門家の評価等が採用されます。相続後一定期間内にその土地を売却した場合はその価格となります。

2. 建物

① **建物**は固定資産税の評価額で評価します。これに使用状況(貸家など)での必要な減額を行います。

② **建築中の建物**はその建物に投じられた「費用現価」の70%で評価します。「費用現価」とは、

その費用が投じられた時から相続発生時までの企業物価指数の変動を勘案して、投じられた金額を修正する趣旨です。建設業者が契約金額のうち1千万円相当の進捗割合に見合う建設工事費を支出した時から相続発生時までに、企業物価指数が2倍になっていれば、その費用現価は2千万円となります。

物価変動がなく、相続時の契約金額5千万円。進捗度40%。内金の支払済金額3千万円の評価額の例

進捗度に見合う契約金額は40%の2千万円ですから、評価額はこの70%の1千4百万円となります。内金から進捗度に応じた2千万円を控除した額1千万円は、前払金としてその額で相続財産とします。

③ **海外にある建物**は固定資産税評価額はないので、通常の「近隣の売買実例」「専門家の意見」という原則で評価することになります。ただし、建物はこの原則の適用が困難な場合が多いので、その場合は、税法上の時価とされる「適正な減価償却後の価額」で評価することになるでしょう。

3. 東日本大震災の被災地域の土地建物

この地域については被害の形状により多くの評価減の特例が定められていますが、本稿では省略させていただきます。

4. 非上場会社の株式

会社の規模、大株主か否かにより、①類似業種比準方式 ②純資産価額方式 ③配当還元方式 の3種の方式を選択します。詳細な方法は省略します。

5. その他の動産

売買実例、又は専門家の精通意見で評価するのが原則です。通常の家具や機械、車などは適正な減価償却を行った金額を算出すればよいのですが、絵画等であれば、美術年鑑に掲載されている作家の作品は税法上の減価償却が行えません。絵画は、美術年鑑に作家の作品の1号当たりの相場が記載されており、専門家の精通意見として利用されます。ところがバブル崩壊、リーマンショックなどにより、美術品の実勢相場が大幅に下落し、美術年鑑と乖離している場合もみられます。多額の美術品がある場合は、美術商や鑑定家などに、最近の売買実例により評価

をしてもらうことが賢明でしょう。

相続財産から控除する債務

保証債務：被相続人が他人の保証人になっていた場合、相続放棄等をしなければ保証人の地位も相続しますが、保証債務は実現した債務ではないので控除できません。ただし、保証した相手の金融機関等への返済が滞り、保証債務を履行しなければならない状況で、保証した相手に求償しても弁済能力がないような場合は控除できます。

以上の方法で財産を評価し、前述の特例(小規模宅地等の評価減)を適用する前で、債務、葬儀費用、基礎控除を引いて、プラスになるか、マイナスになるかで申告の要否を判断します。

税金計算の順序は次のとおりです

- ① **小規模宅地の評価減を適用**し、再評価をした後の財産の金額から、債務や葬儀費用を差し引き、課税対象の財産の金額を計算します。この金額から基礎控除を差し引き課税額を算出します。
- ② ①の金額を法定相続人(養子は2名が限度)の法定相続割合(平成25年9月4日の最高裁判決で変更：後述)で按分し、それぞれの金額を税額表に当てはめ税額を算出し、全体の合計額を計算。再度、①の実際の財産取得割合で按分し、個人別の実際の納付額を算出します。
- ③ **配偶者控除を適用**します。配偶者が実際に取得した①の財産が法定相続分以内か、1億6千万円以内のいずれか高い金額分に見合う配偶

者の税額は0とされます。

遺産の未分割：遺産の分割の協議が整わないまま申告期限を迎えても、申告期限はやはり10か月以内です。遺産分割がされていないので、前述の「小規模宅地の評価減の特例」及び「配偶者控除」は適用されず、法定相続割合で分割されたものとして一旦相続税の申告を行います。後日、分割が確定した時に**更正の請求**を行い、「小規模宅地の評価減」「配偶者控除」を適用し、税額の精算をすることになります。**延納と物納：**財産に不動産の割合が多い場合は、納税資金が不足します。そのため、不動産が占める割合に応じて5年から20年の延納が認められます。利息がかかり、担保を提供する必要があります。また、現金ではなく、相続した有価証券や不動産で納付する物納という方法もあります。物納は徴収する側がいずれ換金しなければなりませんから、国税当局の許可が必要で、物納の物件ごとに検討されます。**改正の動向：**平成27年1月以後の相続については、基礎控除の縮小、税率の改訂(アップ)などが適用されます。

非嫡出子に関しては、最高裁判決により、平成25年月9月4日以後の申告については、法定相続割合が嫡出子と同じになりました。これにより税額の合計は減ります。平成25年9月4日以後に従前の割合で計算・申告していた場合は、更正の請求ができます。民法の改正はまだですが、相続税は、判決に従います。

国税庁のホームページには、質疑応答事例が掲載されています。URLは下記のとおりです。

<http://www.nta.go.jp/index.htm> 「国税庁ホームページ」で検索できます。

一步(分)一間図に基づき筆界を確定した裁判例 (徳島地判平成16年3月18日)

香川大学法学部准教授 辻上 佳輝

1 はじめに

不動産登記法第123条第1号は、筆界の定義を「表題登記がある一筆の土地…とこれに隣接する他の土地…との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線」と定めている。この定義からすると、筆界は、登記がなされた時に定められた地番と地番の境であり、公法上の境界としての性格が強いことになる¹。だとすると、筆界は一度設定すれば容易に移動することはなく、また、所有権界と一致するのが原則である²が、所有権界が長年の利用の結果移動し、筆界と所有権界が乖離することもまた頻発する事態であるとされる³。

現地復元性の高い、いわゆる14条地図⁴は、筆界を特定するための重要な資料となるが、これが存在しない場合には、様々な資料を総合的に用いてその位置を特定するよりない。14条地図のような現地復元性が高い情報が欠けている場合には、筆界の特定は、古地図などの画像情報のみならず、最も時間的に接近している時点での測量、両土地の利用関係、当事者の証言などを総合的に考慮して行うしかない。筆界を特定するための証拠資料は、非常に多岐にわたる。とはいえ、14条地図ほどではないにせよ、精度が高い地図などの画像情報があれば、その画像が持つ証拠力は非常に高いものといえ、有力な証拠となって筆界の特定に大きな役割を果たすはずである。

その意味で、いわゆる公図⁵の利用は、筆界特定にとって有用なものであるはずであるが、他方でそ

の証明力(ないし信頼性)は非常に区々であり、測量精度が一律でないものが多いとされている⁶。また、法務局に備え付けられた公図以外でも、市役所などの行政庁に備え付けられた地図も、精度・確度によっては筆界を特定するための重要な資料となる可能性がある。

徳島県の各市町村に備えられている「一分一間図」「一步一間図」⁷は、市町村などに備え付けられた画像情報としての地図で、広義の公図である。ただ、その精度に関しては、「北海道の『連絡査定図』…や徳島県の『一分一間図(いちぶいっけんず)』などと、東京都の『エヌ図』の間には、同じく官庁保管の公的図面ながら、信頼性において雲泥の差がある」⁸として徳島地方裁判所平成16年3月18日判決(判例集未登載)が引用されている⁹のみで、精度が高いであろうことはうかがい知れるものの、実際にどのようなものであるのか、判例上その信頼性はどの程度と判断されているのか、明らかではなかった。

本研究は、判例集未登載であった上記判決について、その内容の主たる部分を紹介するとともに、一步一間図が裁判上どの程度の信頼性を認められたかを明らかにするものである。

2 徳島地方裁判所平成16年3月18日判決

判決の当事者の主張部分を除くほぼ全文は、香川県土地調査士会会報に掲載したので、ここでは、主要部分のみ掲載する。

なお、当事者名は記号とした。

¹ この点、私法上の境界である所有権界は、私法上の処分を許されており、所有権の処分として私人間で合意された境界を指す、とされる。

² 寶金敏明『境界の理論と実務』(日本加除出版・平成21年)14頁、秋山靖浩『不動産法入門』(日本評論社・平成23年)168頁以下。

³ 寶金前掲17頁以下、前掲秋山169頁以下。

⁴ 不動産登記法第14条にいう「地図」

⁵ 公図の種類等については、寶金前掲99頁以下、東京法務局不動産登記部門地図整備筆界特定室『筆界特定事例集』(日本加除出版・平成22年)2頁(以下「事例集」として引用)

⁶ 前掲事例集3頁参照

⁷ 実測上の一間(181.8 cm)を地図上の1分(3.03 mm)に表したもので、600分の1の縮尺となる。この点は、各地方にみられる「分間図」と同一である。なお、以下では「一步一間図」の表記を用いる。

⁸ 前掲寶金101頁

⁹ 前掲寶金101頁注28

平成16年3月18日判決言渡・同日原本受領
徳島地方裁判所 平成14年(ワ)193号 土地境界
確定事件
(口頭弁論終結の日 平成16年1月29日)

平成16年3月18日

判決

原告 大阪市住吉区万代東… X₁
大阪市住吉区万代東… X₂
大阪市阿倍野区三明町… X₃
上記3名訴訟代理人弁護士 (略)

被告 Y (国)
上記代表者 法務大臣
上記指定代理人 15名

主文

1. 原告ら所有の別紙物件目録1ないし3記載の土地とこれらの各土地の東側に隣接する被告所有の無番地の土地との境界が、別紙平面図記載のイ、ロの各点を結んだ線であることを確定する。
2. 原告らと被告との間において、原告らが別紙平面図記載のK33、K7、K8、K9、K49、ロ、イ、K33の各点を順次直線で結んだ範囲内の土地(面積147.16平方メートル)について所有権を有することを確認する。
3. 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1. 主位的請求

- (1) 原告ら所有の別紙目録記載の1ないし3の土地とこれらの各土地の東側に隣接する被告所有の無番地の土地との境界がK33、K7、K8、K9、K34の各点を順次直線で結んだ線であることをそれぞれ確定する。
- (2) 原告らと被告との間において、原告らが別紙平面図記載のK33、K7、K8、K34、ロ、イ、K33の各点を順次直線で結んだ範囲内の土地(面積149.15平方メートル)について所有権を

有することを確認する。

2. 予備的請求

主文第2項と同旨

第2 事実の概要

本件は、徳島市道に隣接する土地を所有する原告らが、徳島市道の敷地の所有者である被告に対し、境界の確定と自己の所有地につき所有権の確認を求めた事案である。

1. 前提となる事実(争いのない事実及び証拠によって容易に認定できる事実)

(1) 別紙物件目録1ないし3記載の土地(以下まとめて「本件土地」という。個別に表示する時は地番だけで表記する。)は、原告X₁が持分2分の1、原告X₂と原告X₃が各持分4分の1の割合で共有しており、同土地と東側で隣接して徳島市道となっている無番地の土地は、被告Yが所有している(以下「本件国有地」という。)

(2) 別紙物件目録1ないし5記載の土地(以下、まとめて「原告ら土地」という。)と同目録6記載の居宅(以下「本件居宅」という。)は、かつてP₁が、昭和30年11月ころ、X₁の夫にして、X₂及びX₃の父であるAが原告ら土地と居宅を買受け(証拠略)、いずれも所有権移転登記を経た。

(3) Aは、昭和44年6月12日に死亡したので、Aが所有していた原告ら土地と居宅を相続人であるX₁が2分の1、X₂及びX₃が各4分の1の割合で相続し(証拠略)、その旨の所有権移転登記をした。

(4) Yは、昭和63年3月30日付で、徳島市昭和町6丁目2番(現・同所2番1、2番3及び2番4の土地)及び、2番2(現・同所2番1及び2番5の土地)の土地所有者であるBとの間で、前記各土地とその両側に隣接する国有地との境界確定協議を行い、その境界を別紙平面図記載の下方に「官民境界線」と記載した直線であると確定した。

(5) Xらは、平成14年に入って、本件土地と本件国有地の境界につき、Yと境界確定協議を行ったが、不成立に終わった。

2. 当事者の主張

(1) 本件土地と本件国有地の境界
(略)

(以下文中で「本件土地」とあるのは「物権目録1ないし3記載の土地」を、「本件国有地」とあるのは上記無番地の土地を指す。)

(2) 本件係争地の公用廃止と取得時効の成否
(略)

第3 当裁判所の判断

1. まず、本件土地と本件国有地の境界について検討するに、証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件土地は、別紙平面図記載の通り、県道徳島小松島線から北方にほぼ直線で伸びる幅員約4メートルの徳島市道(以下「本件市道」という。)と東西に走る徳島市道が交叉する交差点の西南角地に位置し、本件市道とは東側で、後者の徳島市道とは北側で接している。

(2) そして本件土地は、現在更地になっているが、その北側で接する徳島市道との間に同図面記載のK33とK36の各点を直線で結んだ線を両方に延長した線に沿ってコンクリート塀が設けられ、本件市道に接している同図面記載のK33、K49、K7、K8、K9を直線で結んだ線に沿って木製の柵が設置されている。また、同図面記載のK33、K43、K7の各点を順次直線で結んだ線と、K8とK9を直線で結んだ線に沿って、それぞれかつてあったコンクリート塀の基礎になっていた御影石が残存し、同図面記載のK49には南側で隣接する14番の土地との境界となるかつての診療所の門柱跡が残っている。

(3) 本件市道を中心に周辺の土地の状況を見ると、県道徳島小松島線からほぼ直線で北進する本件市道に沿って東側には南北に流れる水路があり、西側には南から北に向かってCが所有する徳島市昭和町5丁目15番1の土地(同人が昭和49年に建築した自宅を構えている。)、Dが所有する同所14番の土地(現在は空き地で駐車場として利用されている。)、本件土地の順に並んでおり、さらに前記の交差する徳島市道を超えて、E₁及びE₂が所有する同市万代5丁目45番の土地(隣接する44番、43番の各土地と一体として宅地に利用し、同人らが自宅を構えている。)が同じ直線の並びで位置しているが、ここを過ぎると、本件市道は、やや左に湾曲している。

(4) 本件土地には、かつてP₂が昭和6年ころに建築した本件居宅があり、その敷地を囲むようにして、前記の通り、北側と東側に市道に沿ってコンクリート塀が設けられていた。その東側のうち、別紙平面図記載のK7とK8の間が閉口して、その両側の若干奥まった位置にコンクリート製の門柱が設けられ、本件居宅への出入り口とされていたが、同図面記載のK9からK34付近の各点を直線で結んだ線に沿って、木製の柵と槇の木でできた生垣が設置されていた(なお、同じ並びのC邸も同様に本件市道に沿って槇の木の生垣を設けていた。)。また、Aが、昭和36年11月に本件土地を購入すると、昭和31年7月ころ、13番及び13番の2の各土地にまたがって診療所を建築し、13番の土地の東南角に診療所の出入り口を設けた上、その3年後には自動車の購入に伴い、診療所と前記の生垣の間に車庫を設置した。これらの建物、構築物は、前記(2)で指摘したコンクリート塀等を除いて、平成10年に全て取り壊された。

(5) ところで、被告Yは、昭和63年3月、本件市道と水路を挟んで東側で接する徳島市昭和町6丁目2番及び2番の2の土地の所有者であるBとの間で、前記土地とこれに隣接する国有地との境界確定協議を行い、その境界を別紙平面図記載の下方に「官民境界線」と記載した直線であると確定したことがあった。

2. 以上のような事実関係をふまえて境界の位置を検討するに、本件土地の現況においては、その土地の範囲を画する構築物が残存しているけれども、本件国有地との境界の公権的な指標となるものが見当たらない。そして、本件国有地を挟んで、反対側の東側に位置する土地との関係でYが官民境界線を画定しているものの、Yが指摘するように、その性質が民有地の所有権の範囲を確認する私法上の契約であるから、これをもって直ちに公法上の境界の指標とするのは妥当でない。そうすると、まずは本件国有地の存在の裏付けとなる本件地籍図からその公法上の境界の位置を探っていくほかない。

ところで本件地籍図は、付記されている村名や各記載内容の特徴に照らせば、明治中期までになされた地籍編纂事業の一環として徳島県によって

作成されたものであり、いわゆる一步一間図であると考えられる。そうだとすると、本件地籍図は、土地の区画、形状のみならず、その採寸においても実地を測量して忠実に再現しており、かなり精度が高いものといえるので、境界の位置を判断するにあたって重要な資料となりえるものである。

そこで600分の1の縮尺である本件地籍図を、現況平面図の縮尺と同一に修正した拡大地籍図を作成して、これらを重ね合わせて比較照合してみると、本件地籍図に記載された里道部分の多くが、現状の道路の位置とほぼ符合しており、本件市道に沿った水路の位置も、その幅に変化があるものの、ほとんど一致している。このような本件地籍図の現況との符合状況に照らせば、本件地籍図は、作成当時の現況をほぼ忠実に再現したものとして信頼性を認めることができ、これと現況平面図を照合して、本件国有地の位置を座標化して再現すると、別紙平面図記載のイ、ロの各点を直線で結んだ線が本件土地と本件国有地の境界が存する位置となる。

この点、Xらは、被告による本件地籍図と現況平面図との照合作業が恣意的になされていると主張するが、証拠として提出された照合図面(証拠略)がその基礎となった本件地籍図(証拠略)を検討する限りにおいて、恣意的な作業がなされた形跡はなく、原告らの批判は当たらない。他方において、Xらは本件土地の現況に基づいて境界の位置を主張するが、その現況を自らが築き上げたものではなくて、かつての所有者から売買によって承継したものであって、結局のところ、前所有者の指示説明を根拠とするに過ぎず、公法上の境界を定める指標としての客観性に乏しく、これも本件地籍図に基づいた境界位置の判断の合理性を揺るがすものではない。

以上のとおり、本件土地と本件国有地の境界は、別紙平面図記載のイ、ロの各点を直線で結んだ線にあると確定するのが相当である。

3. そうなると、本件係争地は、本件国有地に帰属することになるので、次に原告らによる本件係争地の時効取得の可否が問題となる。

この点、原告らは、本件国有地のうち、本件係争地については廃堤敷とされ、公用が廃止されたと主張する。しかしながら、証拠(…略…)と、本

件係争地の近辺に位置する土地の土地台帳をみても、その登録事項から本件係争地が公用廃止されたことをうかがわせる記載が見当たらないし、本件係争地と隣接する本件土地について、その土地台帳と現在の不動産登記簿の登記事項を比較してみても、公簿面積に異動がないことから、これに本件係争地の北側に位置する徳島市万代町5丁目45番地や51番の各土地が廃堤敷にされているからといって、本件係争地も同様に廃堤敷にされたと直ちに推認することは困難であり、そのほかに本件係争地が正式に廃堤敷となり公用が廃止されたと認めるに足りる証拠はないと言わざるを得ない。

よって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

4. (略)

5. よって、本件土地と本件国有地の境界を主文掲記の線と確定するのが相当であり、原告の請求のうち、予備的請求の範囲内において本件係争地の所有権確認をする限度で理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

裁判官 石垣陽介

物件目録

- | | |
|-------|--------------|
| 1. 所在 | 徳島県徳島市昭和町5丁目 |
| 地番 | 12番1 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 280.99平方メートル |
| 2. 所在 | 徳島県徳島市昭和町5丁目 |
| 地番 | 12番2 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 122.31平方メートル |
| 3. 所在 | 徳島県徳島市昭和町5丁目 |
| 地番 | 13番 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 105.71平方メートル |
| 4. 所在 | 徳島県徳島市昭和町5丁目 |

地番 12番3
地目 宅地
地積 46.87平方メートル

附属建物
符号1
種類 炊事場
構造 木造瓦葺平家建
床面積 24.79平方メートル

5. 所在 徳島県徳島市昭和町5丁目
地番 13番2
地目 宅地
地積 168.59平方メートル

7. 所在 徳島県徳島市昭和町5丁目13番地
家屋番号 13番
種類 診療所
構造 木造スレート葺平家建
床面積 60.33平方メートル

6. 所在 徳島県徳島市昭和町5丁目12番地、12番地2
家屋番号 12番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 92.65平方メートル
2階 44.62平方メートル

本件の現況平面図は、図1のとおりである¹⁰。

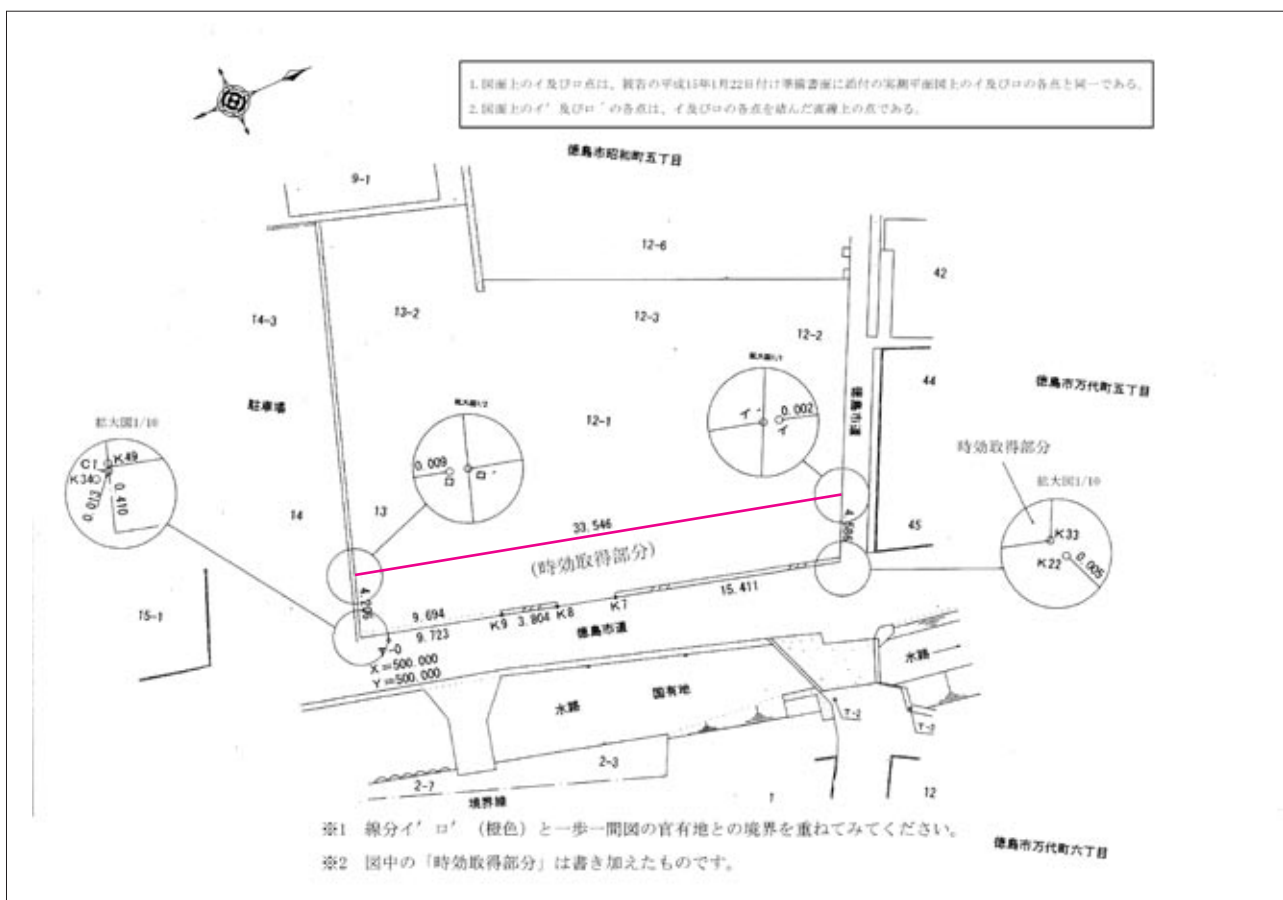


図1 現況平面図

¹⁰ この現況平面図は、筆者が裁判資料から写し取ってきたものを、香川県土地家屋調査士会員のご尽力を賜ってCADで作図していただいたものである。ここに記して感謝の意を示す。

3 一歩一間図の証明力

公図は、その作成経緯や、作成方法によって事実上の証明力がおおいに異なるものである。では、一歩一間図の証明力を上記判決(以下「判決」)はどのように考えているのだろうか。

公図は、距離、角度、方位、地積までが信頼に値するような確度の高い画像情報から、土地の相対的な位置関係が示されるにすぎないような証明力の弱い情報まで様々なものがあることはよく知られたことである¹¹。前述のように、公図は原始筆界を証明する一つの証拠方法にすぎない。だとすると、一般に公図が持つ証明力の対象はどのような事柄であろうか。

思うに、以下の①から⑥のような事柄が、一般に公図から証明できる事柄と考えられているのではないだろうか。より確実に公図から証明できるものから順に並べてみよう。

① 地番の存在

その土地が、当該地番に存在することは、公図によっても最低限証明できる事柄であろう。もちろん、確度があまりに低い場合には、このことすら証明できないものが存在する¹²。

② 境界の形状

境界の形状が直線であるか、それとも屈曲線か、という情報は、公図によってもかなり高い確度で証明できるだろう。

③ 土地相互の相対的な位置関係¹³

土地同士の接触関係、隣接状況等は、①②ほどではないが、ある程度の確度をもって証明できる。

④ 一筆の土地の相対的な辺長など

一筆の土地のだいたいの形状(長方形の場合は辺長の比¹⁴)は、仮に縄伸び等していたとしても、ある程度の証明力があると思われる。

⑤ 二筆の土地の面積比¹⁵

二筆の土地の面積比は、同様の理由で、ある程度の証明力を認められると考えられる。

⑥ 相対的な方位

ある土地が確実に存在し、原始筆界から変化し

ていない場合には、相対的な方位を知ることができる場合があるだろう。

それに対して、距離、角度、方位、地積といったものは、一般的な公図では知ることができないといえる。では、裁判所は、上記①～⑥の事情を越えて、より正確な映像情報として一歩一間図を捉えたのであろうか。

判決は言う。

「ところで本件地籍図は、付記されている村名や各記載内容の特徴に照らせば、明治中期までになされた地籍編纂事業の一環として徳島県によって作成されたものであり、いわゆる一歩一間図であると考えられる。そうだとすると、本件地籍図は、土地の区画、形状のみならず、その採寸においても実地を測量して忠実に再現しており、かなり精度が高いものといえるので、境界の位置を判断するにあたって重要な資料となりえるものである。」

ここに言う「土地の区画」とは、上の整理でいえば、①③にあたる事柄を指すのであろう。また「形状」とは、②④を指すと言ってよい。判決は、これにとどまらず「採寸」も忠実である、という。上記の整理でいえば、①～⑥の事情だけでなく、距離や角度、地積までが「実地を測量して忠実に再現して」いて、「かなり精度が高い」と評価していることになる。これは、通常みられる公図の証明力を超えた、高い証明力を判決が認めたことにほかならない。

なぜ一歩一間図であれば「重要な資料となりえる」のかの論証は決して十分ではないが、「実地を測量」という言葉の中に、実地をかなりの精度をもって測量した、という意味を読みこんでいるのであろう。

これを判決は「本件国有地の存在の裏付け」として用いている。12番の土地の存在ではなく、係争の対象となった国有地の存在を証明するために用いる

¹¹ 前掲寶金101頁の「エヌ図」との比較は、まさにこの旨を述べている。

¹² 脱落地など

¹³ 前掲事例集3頁

¹⁴ 前掲事例集4頁

¹⁵ 同上

のである。では、具体的な判断についてみていこう。
なお、実際の一步一間図は、図2のとおりである¹⁶。

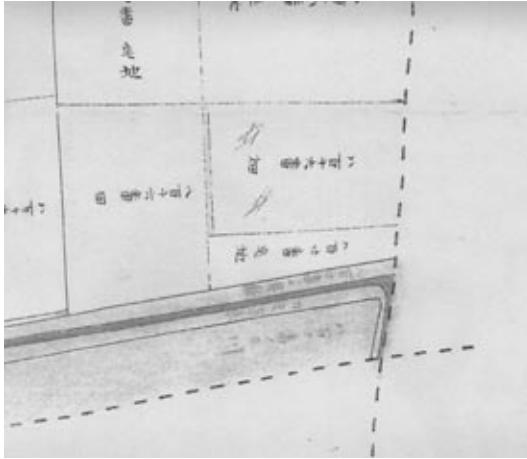


図2

注)縮尺：600分の1を300分の1に拡大したものである。

4 一步一間図の符合性

以上のような評価のもと、判決は一步一間図と現況平面図を重ね合わせ、その符合性を確かめている。

「そこで600分の1の縮尺である本件地籍図を、現況平面図の縮尺と同一に修正した拡大地籍図を作成して、これらを重ね合わせて比較照合してみると、本件地籍図に記載された里道部分の多くが、現状の道路の位置とほぼ符合しており、本件市道に沿った水路の位置も、その幅に変化があるものの、ほとんど一致している。このような本件地籍図の現況との符合状況に照らせば、本件地籍図は、作成当時の現況をほぼ忠実に再現したものとして信頼性を認めることができ、これと現況平面図を照合して、本件国有地の位置を座標化して再現すると、別紙平面図記載のイ、ロの各点を直線で結んだ線が本件土地と本件国有地の境界が存する位置となる。」

一步一間図にいう「819番」の土地(12番に相当する)の形状や境界線は、厳密には一致しないものの、

里道・水路に関しては確かによく一致するものであり、本件国有地の周囲を画する境界は、確かにかなりの確度をもって一致するようである。とはいえ、本件係争地を離れた場所では、厳密には一致しない部分が多くなっている。

判決は、一步一間図全体の現地復元性や証明力を問題としたわけではなく、本件国有地の状況を再現するために一步一間図を用いたのであるから、本件に関する限りその他の部分の信頼性を問題とする必要はない。そこで判決は、一步一間図の「信頼性」を認め、ここから原始筆界(「本件土地と本件国有地の境界」)を確定しているのである¹⁷。一步一間図が、地租改正時の測量と違って民有地のみの把握が目的ではなかったもので、その意味では官有地の境を画するために判決がこれを用いたのは至極妥当であるといえるだろう。

なお、原告が主張するように、一步一間図には「堤敷」の記述がある。この部分に対する信頼性は薄いと判断されているようであるが、おそらく一步一間図の信頼性ではなく、これ以外の資料による証明が不十分であったのだろう。

このように、判決においては、一步一間図は非常に信頼性の高い、原始筆界を証明する重要な資料として用いられている。少なくとも官有地の境界に関する限り、通常の公図を超える証明力を有するものと考えられる。

5 先例

本件のように、信頼性の高い地図が存在する場合には、その地図を基礎に境界を確定した事例として東京高等裁判所昭和48年8月30日判決判例時報719号41頁がある¹⁸。また、宮崎地方裁判所平成8年3月29日判決判例地方自治162号85頁も、周囲の植栽の根の発掘状況などと合わせて判断されたもので

¹⁶ この一步一間図は、香川県土地家屋調査士会員の方が、わざわざ徳島まで出向いて取得してくださったものである。ここに記して感謝の意を示す。

¹⁷ 厳密な縮尺が合っていないようであるが、ここは手書きで数次のコピーを重ねた結果であるので、ご容赦願いたい。

¹⁸ ここで用いられたのは、鉄道会社が昭和5～6年ごろに全軌道を実測した際に作成された実測図である。これが「正常な測量にもとづく実測図」だとされ、係争地域の占有状況および隣接両地の登記面積と実測面積との相異にまで立ち入ることなく境界を確定した事例である。

はあるが、地図を非常に信頼して境界を確定している¹⁹。

なお、ここでは取り上げないが、所有権界を認定する基礎となったコンクリート塀跡や門柱跡などの土地の利用者が暗黙に認めてきたと思われる人工営造物やその痕跡を境界認定の資料として用いた事例は非常に多い。たとえば東京高等裁判所昭和52年2月17日判決判例時報852号73頁(石垣)や、岡山地方裁判所昭和42年4月19日判決ジュリスト416号3頁(土塀等)などがある²⁰。

6 黙示の公用廃止について

本稿では省略した部分ではあるが(香川県土地家屋調査士会会報参照)、判決は最高裁判所昭和51年12月24日判決民集30巻11号1140頁が示した黙示の公用廃止の要件を検討し、本件係争地を原告が占有開始した時点で既に公共用財産としての形態・機能を喪失していたと判示している²¹。

その際、判決が認定したのは「本件市道に沿って堅固なコンクリート塀と槓の木による生垣が設けられていたこと、「本件係争地を巡って、被告…との間で何らの紛争が生じていなかったこと」等である。これらは、公用廃止に伴う時効取得を判断する資料、すなわち占有界・所有権界を示す資料として用いられているが、「5 先例」で紹介した判決が筆界を明らかにするために用いた、「人工営造物やその痕跡」と同類のものである。これらの人工営造物は、境界一般を示す証明力が非常に強い証拠物であるといえる。

なお、本判決のように道路について黙示の公用廃

止を認めた最高裁判決として最高裁判所昭和52年4月28日判決金融商事判例535号47頁がある。

7 おわりに

以上みたように、一步一間図は、原始筆界を特定する信頼性の高い資料(上記①～⑥を超える証明力をもつ資料)として裁判上扱われたことが分かる。公図やそれ以外の資料は、その作成経緯や作成技術に配慮してその信頼性をその都度判断する必要があるが、一步一間図は、一般の公図を超える信頼性をもつことがこの判決によって分かる。

寶金敏明氏は、「各地の境界問題を検討するに際して、地元の専門家の協力なくして問題を解決しようとすることの危うさ」²²を指摘しておられるが、一步一間図の存在するところでは、これが原始筆界を証明する重要な資料となることは一般に知られてはいない。本件判決を紹介する意図はそこにある。本稿が一般の公図を超える地図の存在を知らしめる一助となれば幸いである。

なお、表題判決のうち今回省略した時効取得ないし公用廃止の点に関する判示部分については香川県土地家屋調査士会会報に掲載している²³。

※本稿は、9月14日に香川県土地家屋調査士会で実施された研修の資料に加筆して作成したものである。当日貴重な質問を下さった方々、当日の研修の実現にご尽力くださった方々、ならびに本稿の掲載をご快諾くださった関係の先生方に深く感謝する。

¹⁹ ここで用いられたのは、「官有土地、水面及産物処分規程(明治37年8月1日宮崎県令第44号)」にしたがって作成され土木事務所が保管していた実測図である。

²⁰ ただし、このような資料を用いる場合には、信頼性ある地図がある場合と異なり、設置目的や設置事務、設置根拠などを勘案する必要がある。この点につき東京高等裁判所昭和55年3月18日判例時報963号37頁参照。

²¹ 黙示の公用廃止については、非常に多くの文献があるが、さしあたり宇賀克也『行政救済法Ⅲ 行政組織法・公務員法・公物法(第3版)』(有斐閣・平成24年)498頁、遠藤浩「公物の取得時効」『民法の争点』(有斐閣・昭和53年)等を参照。

²² 寶金前掲102頁

²³ 本稿の執筆にあたっては、上記で引用した文献のほか安藤一郎編『現代裁判法大系5 私道・境界』(新日本法規・平成10年)小野幹雄「境界の認定資料」319頁以下、同書松本博「官有地と民有地の境界」332頁以下等を参照した。

コンプライアンス・プログラム改訂版について

事業者の法令違反などの不祥事が続発しているなかで、改めて事業に従事する立場として法令遵守や倫理観が強く求められています。土地家屋調査士として不祥事を起こさないことは言うまでもありませんが、未然にそのようなことを起こさないようにすることが肝要であります。個人の違反行為またはその恐れがある行為の発生を未然に防ぐことで土地家屋調査士及び業界全体の信頼を高めることにつながるものと感じます。

今回は、連合会顧問の波光巖先生が平成19年10月に初版を作成されました「コンプライアンス・プログラム 土地家屋調査士と独占禁止法」が、その後の環境変化を織り込み、より一層充実した内容で改訂されましたので、ここに紹介いたします。

書籍は、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ内の「日調連の活動」(出版物のご紹介)に掲載されていますのでご活用ください。

<http://www.chosashi.or.jp/activity/publications.html>



トップページ「日調連の活動」を選択し、ダウンロードメニューから「出版物のご紹介」をクリック！



ページ中ほどに掲載されております。(電子書籍 E-PUB ファイル・PDF ファイル)

書籍「コンプライアンス・プログラム 土地家屋調査士と独占禁止法」を読んで

広報員 福崎 秀一(鹿児島県)

1 コンプライアンス・プログラムの必要性について

近年、事業者の法令違反が続発し、改めて事業に従事する者として倫理観や遵法意識の確立が強く求められるようになってきており、我々土地家屋調査士にとっても事業活動の中で不祥事を発生させないことが社会の信頼を得ることにつながります。

従来、業務において「慣行、慣習として行っていた」「土地家屋調査士の業務では当然の行為」と思っていたことに問題がなかったのかと考えたとき、今までは問題はなかったかもしれないが、第三者から見たときに問題がないのか、法に抵触するものであってもその認識がなかったものがあるのではないかと、ということ判断しなければならないということです。

特に、土地家屋調査士制度においても規制緩和に伴う平成14年の土地家屋調査士法の改正により土地家屋調査士会会則から「報酬に関する規定」が削除されました。これに関連して公正取引委員会は、平成13年に「資格者団体の活動に関する独占禁止法の考え方」を公表し、その後再度の強化改正が行われました。

次に、国民からの監視が強くなってきていることです。バブル崩壊後の経済の停滞による国・地方公共団体の財政が逼迫する中で、財政支出等に透明性、合理性を求める監視の目が厳しくなりました。このことは、官公署等の随意契約から競争入札への転換や、談合が行われた場合における損害賠償請求訴訟の多発などにも表れています。

そこで本誌には、次のような目的があると書かれています。

第1に、無知や不用意によって違反することになる危険を最小限にすること

(未然の防止策)

第2に、隠れている問題が早期に見られる環境を整備すること

(違反行為を気付かずに行っている場合や、違反行為を隠そうとしている場合)

第3に、需要者(取引先)や従業員に安心感を与え、るとともに企業イメージを高めること

(法令遵守体制を整備することにより、需要者の信頼を得ること)

2 コンプライアンス・プログラムの不遵守コストについて

独占禁止法に違反した事業者に対しては、違反行為を止めるよう排除措置命令が行われるとともに、違反行為に対して多額の課徴金の納付が命じられます。違反事件は公表されるため、これにより社会的制裁を受けることになります。このため、当該事業者が社会的信頼を失うことになれば、当該事業者にとって多大な不利益となり、また業界全体のイメージを悪くすることになります。

本誌では、独占禁止法はどのような目的で制定されているのか、及び同法における規制体制はどのようなになっているのかについて概略が述べられています。

また、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士が係わる人が多いと考えられる独占禁止法等の関連条項違反行為事例等についても述べられています。

3 独占禁止法について

独占禁止法は、事業者間の公正かつ自由な競争を促進することにより、国民経済の健全な発展を促進するとともに、需要者・一般消費者の利益を確保することを目的としている(第1条)。

上記の目的を達成するために、すなわち「公正かつ自由な競争」を促進するため、その妨げになるものに対して、行為規制、構造規制、状態規制を行っています。

土地家屋調査士会等による競争制限行為については、土地家屋調査士は国民の権利の確保、取引の適正化等のために設立された公的資格制度に基づくものでありますが、報酬を得て役務を反復・継続して提供するなど業として経済活動を行っているため、独占禁止法にいう事業者に該当することになります。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)の事業者性又は事業者団体性が議論されることがありますが、公嘱協会は事業者及び事業者団体の双方の性格を有するものであります。

公嘱協会は、土地家屋調査士等がその専門的能力を結合して官公署等による登記測量業務等の適正か

つ迅速な実施に寄与することを目的として設立されたものでありますので、対外的に登記測量業務等の委託契約を官公署等と締結することは事業者として契約を締結するものであります。しかし、独占禁止法という事業者団体には、「2以上の事業者が社員である社団法人その他の団体」を含み、これには民法第33条の規定に基づき設立された社団法人も含まれると解されています。したがって、公嘱協会は主として内部的な活動に関する場合には事業者団体として取り扱われる場合があるということです。また、複数の事業者が協定等により競争制限行為を行う場合にも、公嘱協会が事業者として、それに加わる場合には、同法の規制対象となります。

次に、報酬に関する事項ですが、事業者が供給する商品または役務の価格は、事業者の競争手段として最も重要なものであり、事業者団体が構成事業者の供給する商品または役務の価格を制限することは、独占禁止法上問題となります。

したがって、土地家屋調査士会が会員の収受する報酬について制限することは、通常の事業者団体の場合と同様に独占禁止法上問題となります。

ほかにも、広告に関する活動、顧客に関する活

動、事業者の数の制限に関する行為、会員の機能活動の制限行為、並びに不正な取引方法に関する行為について独占禁止法上問題になる場合とならない場合等、多くの参考例が記載され理解しやすい内容となっています。

今後、業務活動のなかで参考になる書籍でありますので、ここにご紹介させていただきます。

以下、掲載されている他の主な項目を記載いたします。

- ・調査士による競争制限行為
不当廉売等
- ・公嘱協会の活動と独占禁止法
公嘱協会による業務一括受託契約の適法性
活動にあたっての留意点
- ・日調連の相談等の体制及び事前相談制度の活用
日調連の相談等の体制
事前相談制度等の活用
- ・公正取引委員会への事件の報告等
公正取引委員会への事件の報告
公正取引委員会による審査への対応
公正取引委員会による排除措置命令への対応

境界問題相談センターおおさか

設立10周年記念シンポジウム

本年10月9日(水)午後1時から同4時40分まで、大阪弁護士会館において、一般の方69名を含む合計249名が参加したなか、大阪弁護士会および公益社団法人総合紛争解決センターのご協力のもと、「境界問題相談センターおおさか(以下、本稿では「センターおおさか」と表記する。)設立10周年記念シンポジウム」が開催されました。

■開会まで

前日からの雨が午前中まで残り、「果たして、どれくらいの人に参加してくれるのだろう。」とのスタッフの心配を余所に、大阪土地家屋調査士会(以下、本稿では「大阪会」と表記する。)会員102名、大阪弁護士会会員35名、ご来賓43名が参加されました。なによりもスタッフを喜ばせていたのは、69

名もの一般の方の参加があったことでしょう。

これは、大阪会(社会事業部)とタイアップした、土地家屋調査士(以下、本稿では「調査士」と表記する。)および同制度(以下、本稿では「調査士制度」と表記する。)についての広報活動(新聞に事前広告記事を掲載)を行ったことが、功を奏した一因であったようです。

調査士制度を知っていただくためには、利用者に

はいろんな入口から入ってきてもらい、その先で調査士・調査士制度そのものをご理解していただくといった広報のあり方もあるように感じました。

以下、当日のタイムテーブルに沿ってご報告します。

■開会

大阪会会員山脇優子シンポジウム実行委員長の司会により、午後1時、定刻どおりに開会が宣言されました。

初めに大阪会加藤幸男会長による開会の辞、次にセンターおおさか運営委員長和田徹弁護士による挨拶があり、総合紛争解決センター、大阪法務局に対して、本シンポジウムにご協力をいただいたことへの感謝の気持ちと、参加していただいた各位へのお礼が述べられました。

■基調講演

「筆界特定制度の現状と土地家屋調査士に望むものー境界紛争の総合的な解決を目指してー」

大阪法務局長 河合裕行氏



大阪法務局 河合裕行局長

筆界特定制度への協力に対する謝辞のあと、

- 1 筆界特定事件の現状と問題点
- 2 筆界特定制度と各種手続との連携
- 3 土地家屋調査士に望むもの

を軸にしたご講演でした。

事件動向、大阪法務局における事務処理体制について説明されたあと、筆界特定制度と裁判手続、筆界特定制度と民間ADRとの連携についてのお話がありました。

ご講演の中で、調査士に向けての宿題が二つ出されたように思います。

一つは、常に中立かつ威厳をもつこと。二つ目は、筆界特定書の作成において筆界調査員が作成する意

見書が「引用方式」に適う内容であること。ということです。参加者におかれては、調査士への期待の表れだと嬉しく思う反面、期待に応えるためには尚一層の研鑽が必要であると身が引き締まる思いをされたのではないのでしょうか。

なお、大阪法務局では大阪会との共催で「筆界特定制度合同研修会」を開催することが決定しているとのことです。

■特別講演

「ADRの魅力と期待」

京都大学法学院法学研究科教授 山田文氏



山田文教授

ADR (Alternative Dispute Resolution) について、基本部分の解説と手続の多様性について説明があったあと、

- 1 ADRの光と影
- 2 ADRの評価の変遷
- 3 裁判を含めた総合的な紛争解決制度をどのように構想するか
- 4 隣地紛争の解決手続
- 5 正義へのアクセスの拡充へ向けて

を軸にしたご講演でした。

主宰する側の心得として肝に銘じておかなければいけないことをご教示いただいたと思います。

お話しの中で、【「プロクルステスの寝台」を攻撃したテセウス】が引用されていました。箱に合う利用者を探すのではなく、利用者に寄添った箱になれる柔軟性が必要であることを示唆されているのだと思います。

簡単に分けることはできませんが、過去を清算するための裁判。未来を生産するためのADRと感じたのは、私だけではなかったようです。

■パネルディスカッション 「土地境界紛争の解決とADR」

- ・コーディネーター 和田 徹 氏
(センターおおさか運営委員長・弁護士)
- アシスタント 吉田栄江 氏
(センターおおさか運営委員・調査士)
- ・パネリスト 山田 文 氏
(京都大学法学院法学研究科教授)
- 西田 寛 氏
(センターおおさか運営副委員長・調査士)
- 黒田 愛 氏
(総合紛争解決センター運営委員・弁護士)
- 前田幸保 氏

(大阪法務局民事行政部首席登記官(不動産登記担当))

二つの事例を基に、パネルディスカッションが行われました。何れの例においても、それぞれの立場で着眼点に相違があり、解決へのアプローチも違ってきます。しかし、紛争を解決したいとの気持ちは共通であり、有機的に連携がなされなければ真の解決には到達しないであろうと思われる事例でした。

利用者に優しい制度であるためには、より一層の連携が必要であると再認識させていただきました。

■閉会

大阪弁護士会副会長中村吉男弁護士から、参加者の協力により、無事にすべてのプログラムが終了したことへのお礼が述べられました。

各機関が紛争解決に向けて協力していかなければならないと再確認したうえ、閉会となりました。



熱心に聞入る聴講者

■無料相談を同時開催

シンポジウムの開催に併せて無料相談ブースが設置されていました。

調査士と弁護士各1名が対応する6ブースと総合紛争解決センターで扱うべきだと判断された事案に対応するための1ブース(総合紛争解決センターの全面協力があったとのことです。)、合計7ブースで相談に応じておられました。

飛びこみの相談者を含めて、20組の相談に対応されたとのこと、相談を終えられた方にお話しを伺ったところ、とても感謝されていました。



傾聴を心がける相談員

■報告者感想

閉会後の懇親会では、センターおおさかが誕生してから現在に至るまでの苦労話が続きました。

国民に信用され、利用しやすい機関になるための道はとても険しいかと思いますが、できることはまだまだあるように感じました。まさに、そこにこそプロフェッションとしての存在意義があるのではないのでしょうか。

今回の取材に際し、ご協力を賜りました方々には、この誌面をもってお礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

(広報部次長 金子正俊)

【特別価格・送料無料】新刊図書のご案内

地面のボタンがどのような役割を果たすのか？
土地家屋調査士はどんな専門家なのか？



子どもたちに知ってもらうのに最適！

調べてみよう!!
地面のボタン
のなぞ
一番えらいボタンをさがせ!!

日本土地家屋調査士会連合会 編

2013年11月刊 B5判 36頁 定価1,260円 → 特価1,130円

- 富山県の小学生、本吉凜菜さんによる夏休みの自由研究「じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ（子どもの文化・教育研究所主催「第29回全国小・中学生作品コンクール」生活科部門・文部科学大臣奨励賞受賞）」を基にした一冊。
- 地面のボタン・測量などについて、写真・イラストを交えながら対話形式でわかりやすく解説しており、自由研究など、子どもの調べ学習に最適。

【収録内容】

- | | | |
|---|---|--|
| <p>1 ボタンとの出会い
よし!! 調べてみよう
地面のボタンを探してみよう!
どんなボタンが見つかったかな?
地図に書きこんでみよう!</p> | <p>2 ボタンのなぞ???
ボタンの専門家に話を聞いてみよう。
3 もっとえらいボタンを探せ!!
三角点</p> | <p>水準点
電子基準点
公共基準点
地面のボタン大図鑑</p> |
|---|---|--|

FAX注文書

FAX 03-3953-2061

※商品のお届け方法は郵送となります。

(価格は5%の消費税込で表示しております。)

特典コード 202821

書 名	特 価	部 数
調べてみよう 地面のボタンのなぞ 一番えらいボタンをさがせ!!	40535 ボタン 1,130円	冊

フリガナ お 名 前			
こ 住 所	〒		
	TEL:	E-mail:	
		FAX:	

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

営業時間: 月～金(祝日は除く) 9:00～17:00

平成25年度土地家屋調査士試験受験者対象

アンケート調査ハガキ集計結果

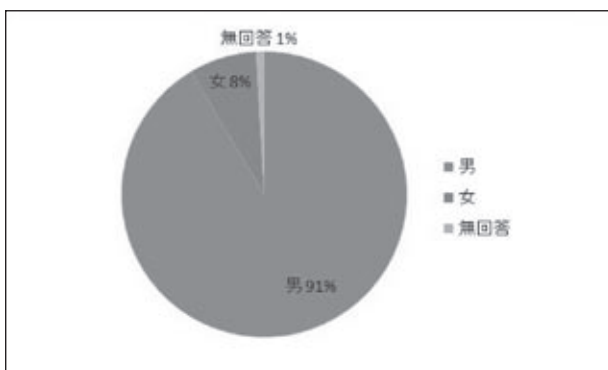


本誌10月号で紹介しました平成25年度土地家屋調査士試験受験者を対象としたアンケートの集計結果を報告します。(10月1日までに届いたハガキの集計です。)

出願者数 6,017

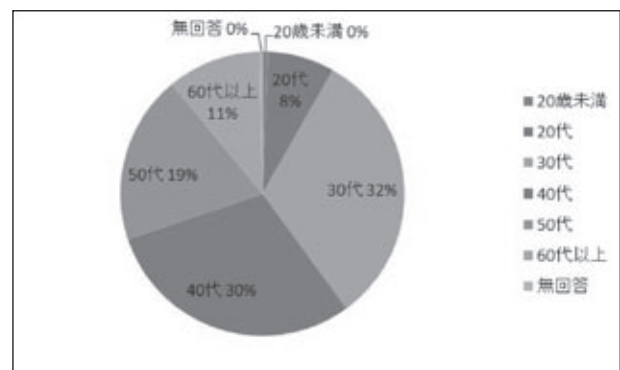
回答数 328

○性 別



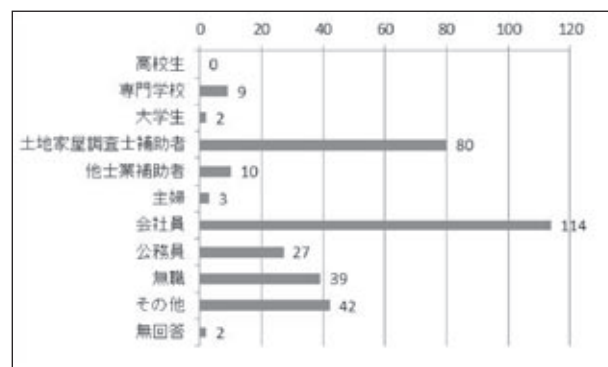
男	女	無回答
300	25	3

○年 齢

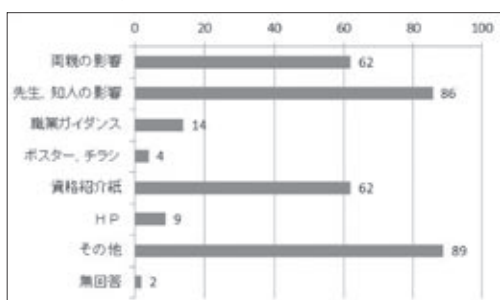


20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
2	25	104	98	63	35	1

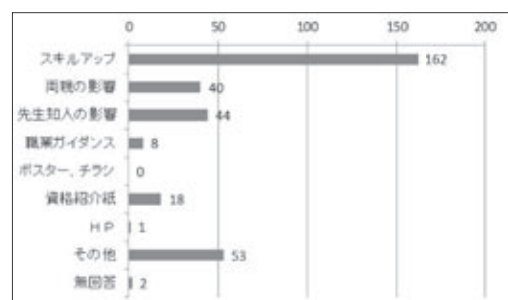
○職 業



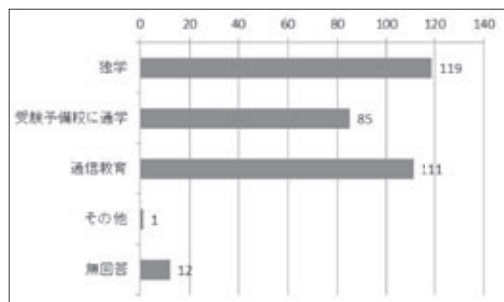
1. 土地家屋調査士資格を知ったきっかけを教えてください



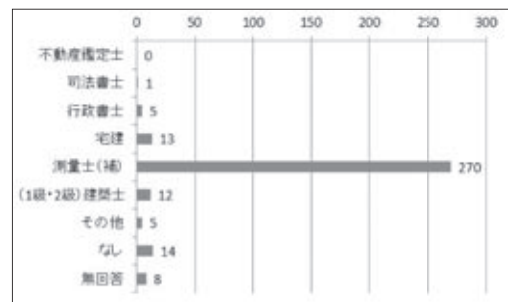
2. 今回の受験動機を教えてください



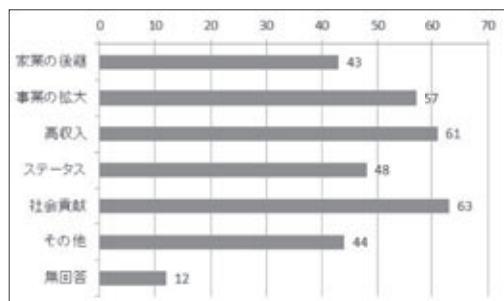
3. 今回の受験前にどのような勉強をされたか教えてください



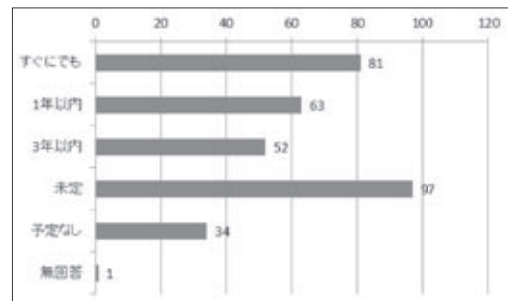
4. 現在、取得済の資格があれば教えてください



5. 資格取得を目指す際に最も重視することを教えてください



6. 資格取得後、開業する予定があるかどうか教えてください



7. 土地家屋調査士から受けるイメージを教えてください。(主な回答の一部を紹介します。)

- ・地味、まじめ、几帳面
- ・知名度は低い、社会的地位が高い
- ・夏はキツイ、冬は寒い
- ・業務範囲が狭い
- ・公共性が高い
- ・専門性が高い
- ・法律と技術の両分野にわたる知識が必要であり、試験の難易度が高い
- ・苦勞が見えない
- ・実務に実直で説明が丁寧
- ・職人のよう
- ・作業着を着た法律家
- ・責任は重いが裏方的な仕事
- ・土地所有者の財産を守る仕事
- ・仕事量に比べて収入が不安定

以上のような集計結果となりましたが、皆様のご感想はいかがでしたでしょうか。

どの質問項目も概ね予想されていたような集計結果となりましたが、独学で学ばれている人が多いことや、開業予定等がなく、自らのスキルアップとしてこの資格を考えている人が多く存在することが分かったことは新たな発見でした。また、30代・40代の受験者が最も多く、家業の後継や事業拡大を重視するなど、資格者内部での世代交代が進んでいることも見て取れました。自由回答していただいた土地家屋調査士から受けるイメージにつきましては、さまざまな回答が寄せられましたが、総じて言えるのは、土地家屋調査士自身については、地味で真面目でプロフェッショナルという印象が持たれていること、また、資格については、法律的知識と技術的

知識を併せ持つ専門性や業務成果が社会基盤的な意味合いを持つという公共性など、仕事の重要度が高いわりに資格としての知名度が低いと考えている人が多いということでしょうか。

日調連としては初めての試みでしたが、アンケートを行い、実際に送られてくる返信ハガキを見ると、まさに生の声として世間を実感することができました。今回の結果を資として今後の広報活動に取り組みたいと考えております。

配布にご協力いただきました東京、大阪、愛知、広島、福岡、沖縄、宮城、札幌、香川の各会の皆様にあらためてお礼申し上げますとともに、アンケートを返信していただいた受験者の皆様に良い知らせが届くことをお祈りいたします。

連合会広報部

我が会の会員自慢

VOL. 23



長野会

『弓道はいかがですか』

長野県土地家屋調査士会 長野支部 永藤 聡

善光寺のお膝元、約100名の会員数を抱える長野支部の永藤 聡さんをご紹介します。

長野市の東隣の須坂市にお住まいで、私が入会したときは既に地元で活躍しておられた先輩ですが、一見物静かな風貌からか、あまり人前に姿を現しません。しかし、先日自宅でテレビを見ていたら、東京国体の開会式映像にアップで彼が映ったので驚きました。

そうだ！この方はこの武道の達人ではないか！連合会会報の会員自慢を見て、実は我が会会員も驚くかもしれないと即座に事務所に押し掛け、このコーナーの原稿依頼を強引にお願いしたのです。

長野県土地家屋調査士会 広報部長 猪飼 健一

○まずは、弓道について簡単な説明

弓道というのは、和弓で矢を射て的中(あ)てるもので、矢を射るまでに一連の所作がある、日本の武道のひとつです。現在では、スポーツ競技や体育の面も持ち合わせています。的までの距離は28mで、的の直径は36cmです(「近的」と言います。距離60mの遠的もあります。)。的中は、的のどこに中ってもよく、真ん中に近いと点が高いということはありません。中りか外れかしかりません。弓には照準器が無いので自分の体感が頼りです。ですから、中るように弓を引くのではなく、上手く引けたら中と言った方が良いでしょう。上手く引く工夫や稽古も楽しさのひとつです。

弓道には段位や称号があり、一連の所作や的中から審査され、合格すれば昇段昇格します。また、スポーツ競技としては国体や全日本選手権(男子は天皇杯、女子は皇后杯)等から、市町村や個人の道場が催すローカルな大会まで千差万別です。ローカル大会は毎週のように開催されています。

話はそれますが、私がお勧めするのは勤労者大会です。同一事業所で構成された3人1チームの団体戦で、県の代表になると国体の前年にそのリハーサルとして、国体会場で弓を引くことができます。同一事業所ですから、公嘱協会での出場可能です。

○弓道を始めるには

弓道は年齢・体力にあまり関係ないので、何歳からでも始められます。実際、55歳で弓道を始めて60歳で国体優勝した人や、全日本選手権を75歳で優勝した人もいます。私の近くでは40歳過ぎから始めて、3年位で五段になった人を何人か知っています。また、体力は水の入ったバケツを両手で持てる程度あれば大丈夫、といわれています。

興味のある方は、全日本弓道連盟や各都道府県の弓道連盟のホームページに、弓道場の紹介や弓道の始め方が載っていますので、是非そちらをご覧ください。

○弓道との出会い

こんな弓道と私の出会いは高校生の時です。友達に誘われて高校の弓道部に入りました。指導者もいませんでしたので、あまり活躍はしていない高校でした。ただ、一学年上に一人たいへん熱血な先輩がおりまして、部員が真面目に稽古していないと涙ぐんでしまうような人でした。その先輩におだてられ引っ張られた私達の学年は、2年の秋と3年の春にうっかり県大会で優勝してしまいました。今思うと、自分からやる気にさせてくれたすばらしい先輩だったと思います。以来、弓を射る快感が忘れられず、大学・一般と三十数年、これもうっかり弓をやり続けてしまいました。私を弓道部に誘ってくれた友達

と、熱血な先輩には感謝しています。

○このごろ、これから

最近、頼まれて長野県の国体の監督をやらせてもらっています。今年も少年女子(女子高校生3人1チーム)の監督として、東京国体に行ってきました。今年のチームは、公式練習等でもそれほど中たらず、あまり期待されていなかったようですが、私だけは選手を信じておりました。「お前たちは世界で一番弓がうまい」と言って送り出したところ、予選はなんと1位で通過。決勝トーナメントでは、準決勝で優勝チームに惜敗しましたが、3位決定戦に勝ち、3位に入賞することができました。本当に選手はよくやってくれました。味の素スタジアムの開会式で入場行進し、宿泊は京王プラザホテル(大当たり)でしたし、その上国体の3位入賞ですから、高校生の

思い出としては最高であったと思います。私もお相伴にあずかり、楽しい思いをさせていただきました。ただ高校生と一緒にしたので、夕飯にアルコール抜きというところは残念でしたが。

弓道のおかげで毎日楽しく過ごさせてもらっています。「弓で最高のものを出せるのは60歳だ」とか、「いや70歳だ」とか言う先生もいます。私もいつか天皇杯をいただけたらと夢見ています。まだ、70歳までには時間がありますから。

○最後に

文才のない私の文章を読んでいただき感謝いたします。弓道に興味を持っただけだと思い、書かせていただきました。また、このような機会を与えてくれた各方面の皆様には感謝いたします。ありがとうございました。



宮崎会

『魚ときどき調査士』

宮崎県土地家屋調査士会 都城支部 魚矢 隆文

今回紹介する魚矢隆文さんは、平成23、24年度に宮崎会の広報部長を務め、その特異なキャラクターを如何なく発揮して、会報の作成、相談会のとりまとめ等々大活躍をされた方です。私はその後を継いで広報部長を仰せつかっていますが、オーソドックスに頑張っています。

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 小川 照司

「なんでもいいから書いて。」との連絡。昨年まで宮崎会の広報部長だったこともあり、断る理由を探すまでもなく引き受けたはいいが、そのまま忘却の彼方でありました。

締め切りを過ぎて催促の連絡数回、やっと重い筆をとったところであります。言い訳で紙面を稼ぎつつ、さあて、お題は何にするか？本来、好奇心ばかり強く、いろんなことをやってきたが、ここ数年「面白い」と思えることを書こうかと…。

「GoPro」という、小型ムービーカメラをご存知だろうか？お笑いタレントがバンジージャンプなんかをやる時に、ヘルメットに装着しているカメラといえばピンとくるかな。初代カメラが防水ハウジング込みで数万円で発売された時に、強烈に興味を持って調べてみた。すると、このハウジングで耐水压6～7mの性能であったが「う～ん、惜しい。もうちょっと耐水压が高かったらなあ。」と購入を断念した。マイボートを購入して20年近く、いろんなボートからの釣りをやってきた関係で、深い水深での画像を撮影したいと長年思ってきたのだが、いかんせんカメラとかビデオの防水ハウジングは、素人が手を出せる代物ではない。ウン十万、ビデオハウジングなんか桁が一つ増えてしまう。なので、某国営TVなどで水中動画を見る度に「これいくらすんのかなあ？」なんてことばかり想像しておった。そんな折、このカメラのバージョン2が発売された。すぐにスペックを検索してみると、なんと耐水压60mに！当然、即注文→物到着→即ボート持込→即撮影したのであります。

話が少し飛ぶが、もう何十年も前から南方系の通称GT「ジャイアントトレパリー」とよばれる大



ボートでの釣り

型のアジ系の魚をフライフィッシングで釣ってきた。水温が低下する時期には、この南方系の魚は少しでも水温の高い泳層にボール状に固まってサスペンドする。その光景を見た訳ではないのだが、フライフィッシングでこの泳層を探しながら釣りをすると、釣れ方で自分なりにそんな状態を想像していたのだ。

話を戻すと、まずこのGoProカメラでそれを確認してみたかったのだ。港の出口のテトラポットの先端水深14mの中層に居つくのは自分だけが知っている、とっておきのGTスポット。アルミ板を加工してこのカメラの基台を作り、普通の釣りのタックルにぶら下げて水中に入れて撮影してみた。魚探に、このGTの反応があった場所に落とすこと数回。すぐさまカメラ回収、SDカードを抜いてノートパソコンに差込んだ。すると想像通り、このGTが身を寄せ合うかのようにボール状になって一定水深にサスペンドしているではないか。「ほうら、ヤッパリね！！！」と思わず声が出た。

次に、200箇所ほど釣りのポイントとしてマーキングしている漁礁のうちのひとつ、「55m漁礁」に

走った。ここもまた釣りをしながら仕掛けが根掛かりしたり、錘の着底した感触から想像していたその漁礁の形は「1辺2mほどの立方体。しかも、角のみで6面はくりぬかれた空洞。」。3回ほどカメラをフォールしてまた動画を確認した。ドンピシャで想像通りの形状。人口漁礁であった。周囲にはアジとチダイとニベとネンブツダイとイラといつものメンバーが映りこんでいた。またカメラを回収する時に、その動きに誘われてカンパチが追尾して、何匹かはカメラにアタックする様子も鮮明に映りこんでいた。

それから、面白いターゲットが見つかる度にカメラで撮影して、魚が針に掛かる瞬間や、面白い魚を撮影した。自分の船で釣りをしても「置いてある魚を取りに行く」ような釣りになってしまっていて、出会いとかドキドキ感が少なくなってきた時期でもあったので、マンネリ打破には丁度良い玩具でありました。

原稿文字数はノルマに達した頃合で、もういっちょ追記すると、このカメラは小型軽量、しかも、ほぼオート撮影にもかかわらず解像度が高く、色も

素人？受けする美しさなのだ。なので、いろんな方面に使われていて、最近ではマルチコプターといわれるラジコンヘリコプターに搭載して、航空画像とか動画が撮影されている。このマルチコプターについて書くと、紙面が足りなくなるので省略するが、これまた非常に拡張性の高い「大人のオモチャ」。この二つのオモチャのコラボで「とんでもない画像」が撮影されている。興味のある人は「YouTube」で検索してください。つい最近「レディーガガ」がCDのプロモーションで「空中遊泳」した、あの電動ヘリコプターのことでもわかる人が多いかな。車のレクサスのCMでも出てくるやつです。CGと思っている人も多いですが、実写版で実際にあの小さなヘリコプターが編隊を組んで狭い室内で飛んでいるのです。あっ！！！！文字数オーバーです…

最後に、このマルチコプターは「仕事でも使えます。」とヒントを置いて余韻を残しつつ筆を置くことにします。

P.S. 編集の方々、遅れて申し訳ございませんでした。
サカナヤこと「うおや」



水中動画の切り取り画像

神奈川県

「調査士ねっとわーく 『やはり体が資本』」

横浜南支部広報員 武富 伸太郎



『神調報』第419号

先日テレビを視聴していた時に、「菌活」と言う耳慣れない言葉が出て来ました。その時は、「ああ、また何やら新しい健康法が出てきたな」と言う位にしか考えていませんでしたが、何故かその後も「菌活」という言葉が頭から離れなかったもので、ならば少し調べてみよう、と言う気になりました。

とは言っても時間の都合もあり、文献にあたる事もできなかったもので、ネットで調べた範囲ですが、少しここで紹介出来ればと思います。

まず、菌活(この言葉は「就活」や「婚活」にかけた造語のようです)と一口に言っても大きく分けて2種類の方法が在るようです。

1つ目は、納豆や味噌などの発酵食品や、きのこ等の菌類を積極的に食べていくやり方。これは分り易く、私自身今まで特に意識すること無くそれらをよく口にしてきており、知らずと菌の効用の恩恵を受けていたようです。

古くは紅茶きのこやナタ・デ・ココも発酵食品としてこちらのやり方に入り(麹菌の活躍する酒が入るかは微妙なところだと思いますが…)、これらの食物の持つビタミンやミネラル、そして豊富な食物繊維等、優秀な健康食品とし

ての一面に注目をした方法と言えます。

そして2つ目が、体内及び体表に通常生息している菌の活動を意識的に支援するやり方。こちらの方法は私は少なからず衝撃を受けました。と言うのも、私の中のイメージで「菌」といえば、「バイ菌」・「雑菌」・「病原菌」等々のマイナスイメージが大きかったので、こと健康を目論むとしたならば「除菌」・「滅菌」・「殺菌」が有効であるはずと思っていたからです。それ故、自身の菌を増殖させたり、活性化させたりするこのやり方は、逆に健康を悪化させる様に思えてなりませんでした。

しかしながら調べを進めていくと事はそう単純なものではなく、例えば人間の腸の中には膨大な数の常在菌というもの住んでいて(成人の腸内には1kg以上いるそうです)、それらの菌の中には善玉菌と悪玉菌とが存在し、悪玉菌の代表の様な大腸菌でも、人の生命活動には欠かせないものである、との事でした。

色々としんどそうですが、基本はやはり善玉菌を増やすこと。そうすることによって自ずと悪玉菌の生息範囲が減少し、結果健康になれる。ただ、似たような場所に住

む似たような菌の、片方だけを育むと言うのはある程度知識が無いと難しいと思いました。どちらかを全滅させるのではなく、バランスをとって行く、ある程度の繊細さが必要に思えます。

あと意外だったのが、体表の菌も体内の菌もどちらも脆弱で、体表の菌は入浴等で簡単に流れ去ってしまい、また紫外線にも弱い。また腸内の細菌等は合成保存料・防腐剤のような、食料品の菌の活動を抑制する為の薬剤が混入された食べ物を食べると、その薬剤の効果が腸内にも届いてしまい、腸内細菌は減少してしまうとの事でした。

実践するのが中々難しそうな2つ目の菌活ですが、ヨーグルトを食べて、ビフィズス菌を生きたまま腸まで届ける事なら出来そうなので、しばらく続けてみようと考えております。

兵庫会

「つれづれなるままに『絆』」

阪神支部 松浦 康裕



『会報HYOGO』第549号

アジリティーと言う競技をご存知でしょうか？アジリティーは、犬と人間が調和をとりながら、コース上に置かれたハードル、トンネル、シーソーなどの障害を定められた時間内に、着実に次々にクリアしていく競技で、いわば犬の障害物競争です。

1978年にイギリスで行われたのが最初といわれていますが、現在ではヨーロッパを中心に世界各地で競技会が盛んに行われるようになってきています。

日本でも、年間約30回の競技会が北は北海道から南は沖縄まで全国各地で行われています。

愛犬 トイプードルのマロン(8歳♀)が、私のパートナーです。



全国津々浦々で競技会に臨んでいます。成績を残す事は、スポーツである以上もちろん大切な事ですが、犬との一体感を感じながら走る事は、なににも代えられないほどの喜びです。一緒に頑張る事によってより深いコミュニケーションが得られ、より一層愛おしく思えます。

7月には、北海道の競技会に行ってきました。競技会場は、千

歳空港のある千歳市の隣の恵庭市。花と緑の街というだけあって、大変美しい街でした。

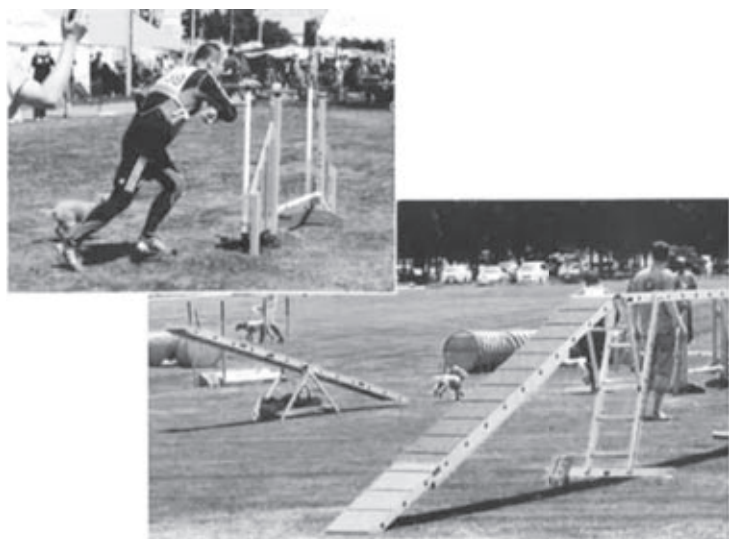
今回のジャッジ(審査員)はノルウェーからこられたヤン氏。大変犬に優しいジャッジですが、おじさんおばさん達には辛い走れ走れコースです(笑)。

コースは毎回変わり、7分間の時間内に障害約20個の順番を覚える事はもとより犬のスピードを殺さないように、自分の犬がどうすれば速く、気持ちよく走る事ができるか考え、自分の考えたとおりに走れない事も多々ありますが、パズルがぴたっと合うかのように思い通りに走る事ができた時は嬉しさで、そして愛犬には感謝の気持ちでいっぱいになります。

アジリティーは競技タイムもさることながら、ハードルのバーを落としたり、障害の前でためらったり、また歩道橋などの障害は必ず踏まなければいけない部分をタッチしないで通過してしまうと減点となり、また障害の順番を間違えたり、とばしてしまったりすると、失格になります。

速さはもちろんの事、確実性が求められているスポーツなのです。

これは、仕事においても同じ事であると思います。これからも妻と二人ライフワークとして仲良くやっていこうと思います。



10月

16日

平成25年度第12回正副会長会議

<協議事項>

- 1 一土地家屋調査士法人からの通知書の取扱いについて

16日～17日

第1回全国会長会議

- 1 連合会会務報告
- 2 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 3 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 4 調査・測量実施要領の改訂について
- 5 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について
- 6 質疑応答・意見交換

22日

第1回研究テーマ「地籍国際」、同「諸外国地籍」合同会議

<議題>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について
- 2 平成25年度の研究所研究テーマ「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」について

22日～23日

第1回日調連技術センター会議

<協議議題>

- 1 会員の実務に役立つ重ね図の普及について
- 2 意見伺い「ネットワーク型RTK測量要領(案)」について
- 3 平成25年度の認定申請における改善点の検討について
- 4 日本測量協会との打合せについて
- 5 日本測量協会検定料の連合会負担について
- 6 登記基準点有識者会議の開催について
- 7 委員会の構成について

23日

第4回社会事業部会(電子会議)

<議題>

- 1 入札に関するスタンスについて
- 2 各土地家屋調査士会・ADRセンターと法テラス地方事務所との連携について
- 3 監査会における事業進捗状況報告(案)について
- 4 平成26年度社会事業部事業の執行の具体化について

平成25年度第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 各種懸案事項の整理について

平成25年度第2回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度の充実・発展への取組みについて

24日～25日

第2回日調連筆界特定制度推進委員会

<協議議題>

- 1 委員会の構成について
- 2 事業活動について
- 3 第3回筆界特定制度推進委員会の開催について

28日

第1回研究テーマ「最新計測機器による業務」会議

<議題>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」について

29日

第1回研究テーマ「筆界鑑定理論」会議

<協議事項>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」について

30日

第1回業務受託環境整備PT会議

<協議事項>

- 1 平成25年度の業務受託環境整備PTの活動方針について
- 2 全国で行われている競争入札に関する対応等について

31日

第1回日調連ADRセンター会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 日調連ADRセンター委員長及び副委員長の選任について
- 2 平成25年度日調連ADRセンターの事業執行方針について
- 3 ADRサミット・シンポジウム(仮称)の企画について

11月

5日～6日

第2回法整備WG

<協議事項>

- 1 法整備WG会議の進め方について
- 2 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について

6日～7日

第5回総務部会

<協議事項>

- 1 平成25年度第2回全国会長会議及び平成26年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 4 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)について
- 5 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」追録の作成について
- 6 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開について
- 7 大規模災害対策に関する検討について
- 8 土地家屋調査士会会則変更に係る法務大臣からの意見照会に対する回答(案)について
- 9 土地家屋調査士会からの照会について
- 10 平成26年度総務部事業計画(案)について
- 11 土地家屋調査士会と土地家屋調査士政治連盟の関係について

第4回広報部会

<協議事項>

- 1 平成26年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 広報ツール紹介ページの作成について
- 3 メディア等を利用した広報活動について
- 4 平成26年度の全国一斉不動産表示登記無料相談会について
- 5 第2回全国会長会議の取材及び記事について
- 6 「地名散歩」の連載継続について
- 7 会員からの企画提案について
- 8 2月号～3月号の掲載記事について
- 9 平成26年度発行の会報印刷業者の選定について
- 10 平成26年度広告掲載の申込み募集について
- 11 平成26年度広報部事業計画について

6日～7日

平成25年度第2回監査会

11日

第2回研究テーマ「筆界判断の整合」会議

<議題>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」について

13日～14日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修資料及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発について
- 7 平成26年度研修部事業計画(案)について

14日～15日

第3回研究所会議

<議題>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の研究所の将来展望と将来計画について
- 2 平成25年度の研究所各研究テーマの今後の方向性について
- 3 平成25年度研究所事業の懸案事項について
- 4 平成26年度研究所事業計画(案)について

第5回社会事業部会

<協議議題>

- 1 入札に関するスタンスについて
- 2 各地の入札等の情報収集について
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡大
- 4 登記所備付地図の作成及び整備に関する事項
- 5 各土地家屋調査士会ADRセンターと法テラス地方事務所との連携について
- 6 平成26年度社会事業部事業計画(案)について
- 7 連合会HP「ADR境界問題相談センター」のページリニューアルについて
- 8 来年度実施するサミット・シンポジウムの開催について
- 9 土地家屋調査士会が取り組む防災協定等社会貢献への取組みについて

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

10月16日
～11月15日

10月

16日

平成25年度第12回正副会長会議

9時30分から、各副会長、専務理事とともに懸案事項の整理と対応策を協議しました。また、台風接近の報道に伴い、全国の土地家屋調査士会長および日調連役員に対し念のため、前日の上京をお願いした。

16日～17日

第1回全国会長会議

現執行部として初めての全国会長会議に臨みました。日調連会長として、また執行部としての施政方針をお示しさせていただき、全国の土地家屋調査士会長の皆さんとの意見交換に重点を置いた内容で開催しました。各役員にとりましても今後の会務に対応するうえで有意義な会議となりました。

また、17日には国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の佐藤課長に土地家屋調査士の日常業務成果を活用した国土調査法第19条第5項による地図づくりへの参画について講演いただきました。会場の単位会会長からの質問も効果的で希望の持てる内容でした。

20日

長田孝士君の黄綬褒章受章を祝う会

長田孝士先生(東京会)の黄綬褒章受章祝賀会が新宿の京王プラザホテルにおいて開催され、祝辞を述べさせていただきました。たいへん盛会で、先生のお人柄がにじむ祝賀会でした。

当日のうちに、羽田空港から小松空港へ移動し、中部ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭で挨拶させていただきました。

20日～21日

第30回中部ブロック協議会親睦ゴルフ富山大会

中部ブロック協議会親睦ゴルフ大会に参加。今回は富山会のお世話で開催していただき、富山小杉

カントリークラブで楽しい一日を過ごすことができました。

22日

日調連事務局において会務処理

日調連技術センターの会議で挨拶。

愛知会が参加している「ゆるキャラグランプリ2013」において、きょうかい君とあいちゃんを連日応援。WEB投票にて毎日クリック！

23日

平成25年度第13回正副会長会議

13時30分から、各副会長、専務理事、総務部長とともに先の全国会長会議等において提案された内容や各種懸案事項について整理と対応策を協議し、必要な行動を指示。

平成25年度第2回制度対策戦略会議

15時から、西本孔昭顧問に出席をお願いし、戦略的会務運営と対外的な姿勢に関して、制度の充実、発展の視点から日調連の進む道に対し、深い示唆をいただきました。

26日

松下剛氏黄綬褒章受章祝賀会

松下剛先生(三重会)の黄綬褒章受章祝賀会が、津グリーンホテルにおいて開催され、出席し祝辞を述べさせていただきました。松下先生は私が岐阜会会長当時の中部ブロック協議会会長であり、親近感があふれる祝賀会となりました。

27日

第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭

関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭(つくばグランドホテル東雲)に出席。ゴルフ大会は約40組の参加があり、あらためて関東ブロック協議会の大きさと結束力を感じました。

30日

第9回特別研修 基礎研修収録の設営・収録・撤収
9時30分から、第9回土地家屋調査士特別研修開講式に使用する会長挨拶のDVD撮りを日調連会長室において行いました。カメラを前にすると緊張し、失敗続きでスタッフのみなさんにご迷惑をおかけしてしまいました。また、菅原副会長、戸倉研修部長も同じくDVD撮りに臨みました。

14時から、業務受託環境整備PTに出席。社会事業部と連携して、愛知会が研究している境界立会代理人紹介センターの内容の共有について協議しました。

11月

2日

地籍問題研究会第8回定例研究会

今回は、桐蔭横浜大学において開催されました。基調報告として、

1. 「登記所備付け地図制度の沿革、意義および現状と展望」法務省民事局民事第二課補佐官 済田秀治氏
2. 「地籍図制度の沿革、意義、および現状と展望」国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長 補佐 檜山洋平氏

の報告を受けました。

その後のパネルディスカッションは「地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題」のテーマで、神奈川会研修部長の佐川祐介会員がコーディネーターとなり進行されました。

パネリストは、全国国土調査協会の吉田和彦氏、神奈川県公嘱協会副理事長の山田哲夫氏、神奈川会総務部長の大竹正晃氏、東京法務局次席登記官の江本修二氏、小野伸秋連合会研究所長の5名でした。主に地図づくりの今後について議論されました。

7日

叙勲をお祝いする夕食会

志野忠司先生(奈良会)に対する叙勲伝達式に伴い、志野先生の奥様もお招きし、岡田副会長、菅原副会長、専務理事とともにささやかな夕食会を

東京ドームホテルにおいて開催しました。志野先生とは、本年6月まで日調連副会長を共に務めていたので、同窓会のような感覚の中、お慶びと感謝の意をお伝えしました。

7日～8日

平成25年度第2回監査会

現執行部としての中間監査を受けました。各副会長も個別に監事の方々から担当部の事業進捗状況や今後の見通し、次年度以降に向けた提言をいただき、対応に関して再度意識をしたところです。

8日

豊田俊郎参議院議員表敬訪問

先の参院選で初当選された、千葉県土地家屋調査士会会員の豊田俊郎参議院議員を全国土地家屋調査士政治連盟から横山会長、椎名副幹事長、事務局の森課長と表敬訪問。現職の土地家屋調査士であることから、土地家屋調査士の実務に精通されており、心強く感じました。

10日

第28回近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭
近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会和歌山大会前夜祭に出席。近畿一円から大勢の皆さんが参集されており、制度発展に対して熱い思いを聞かせていただきました。

11日

塩崎恭久議員「第9回塩崎恭久と明日を語る会 in 大阪」

和歌山から大阪に移動。岡田副会長と合流し、第9回塩崎恭久と明日を語る会 in 大阪に出席。開会前の1時間を使って、塩崎議員と近畿ブロックの土地家屋調査士との意見交換が行われました。塩崎議員には、自民党土地家屋調査士制度推進議員連盟幹事長として活躍いただいているところですが、わたしたち土地家屋調査士と膝を突き合わせての勉強会となりました。

また、塩崎議員の講演会では、主に国家的経済政策や教育分野における世界戦略といったグローバルな視点からの報告と提言をいただきました。

12日～13日

国際地籍学会総会及び第9回国際地籍シンポジウム予備会議

宮島副会長、戸田研究員とともに標記予備会議のため、韓国に向かいました。

12日は歓迎晩餐会。

13日は韓国の国土エキスポ(NSDI)の見学と来年開催の国際地籍学会の予備会議。

予備会議の主な内容は、韓国、台湾、日本がそれ

ぞれ担当を決めて準備にあたることを決定しました。韓国が予備会議にアジェンダの必要性を提起されました。

また、国土エキスポは質、規模ともに日本のG空間EXPOを上回るもので、若者の向上心の差に危機感を感じました。

韓国の地理、地籍の実情、語学ともに堪能な京都 戸田さんに同行いただけたことで、順調に行動および意見交換もできました。感謝です。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 25 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

四国ブロック協議会

記

開催日時	平成26年1月31日(金)午後1時 開始 平成26年2月 2日(日)午後3時50分終了
開催場所	高知県高知市越前町2丁目7番11号 「高知県土地家屋調査士会館」 電話 088-825-3132
申込手続	受付期間 平成25年12月6日(金)～平成25年12月20日(金) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

平成25年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとーございます。

旭日小綬章

志野 忠司 (奈良県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
奈良会理事、同会長、日調連副会長等を歴任
平成19年法務大臣表彰等、現在奈良会顧問、
日調連相談役、71歳

黄綬褒章

市川 新太郎 (東京土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
東京会理事、同副会長、日調連理事等を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在東京会相談役、65歳

黄綬褒章

大石 義和 (高知県土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
高知会理事、同常任理事、同副会長、同会長等を歴任
平成23年法務大臣表彰等、65歳

黄綬褒章

小田 陽一郎 (兵庫県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
兵庫会理事、同副会長等を歴任
平成23年法務大臣表彰等、65歳

黄綬褒章

寺田 良三 (京都土地家屋調査士会)

昭和42年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
京都会副会長等を歴任
平成17年法務大臣表彰等、79歳

黄綬褒章

前田 稔 (富山県土地家屋調査士会)

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
富山会理事、同副会長等を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在富山会相談役、64歳

黄綬褒章

水竹 亦雄 (佐賀県土地家屋調査士会)

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
佐賀会理事、同常任理事、同副会長、同会長等を歴任
平成19年法務大臣表彰等、現在佐賀会名誉会長、66歳

黄綬褒章

宮田 精一 (埼玉土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
埼玉会理事、同常任理事、同副会長、同会長等を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在埼玉会名誉会長、70歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成25年11月3日発令日の年令・歴です。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年10月 1日付

東京	7800	渡邊	輝夫	東京	7801	佐藤	正幸
東京	7802	大場	健児	東京	7803	小出水満洲男	
神奈川	2965	宮坂	明弘	群馬	1021	菊地	宏介
新潟	2193	佐藤	隆	京都	863	井上	幸紀
愛知	2840	早川	達也	愛知	2841	小関	直人
山口	954	中村	将二	鹿児島	1053	今井	隆三

平成25年10月10日付

東京	7804	井口佐多夫	神奈川	2966	久保田紘二		
埼玉	2543	加藤 洋一	長野	2578	小池 悠		
函館	210	高野 敬一					

平成25年10月21日付

埼玉	2544	木村 千種					
----	------	-------	--	--	--	--	--

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年 9月29日付

平成24年 7月19日付

平成25年 7月20日付

平成25年10月 1日付

神奈川	2239	菅原	啓一	東京	5437	高山	清隆
神奈川	1426	二見	秀夫	東京	6643	高木	貴之
兵庫	1629	植田	進	東京	7003	麻田	光則
神奈川	2732	五十棲道男		東京	7638	飯田	一
埼玉	2202	松元	隆	神奈川	2854	加藤	伸輔
静岡	759	鈴木	タマ	千葉	1974	佐々木健人	
静岡	1455	天野	智康	静岡	1021	宇津木宏臣	
大阪	1926	和田	年明	新潟	1500	加藤	温
大阪	2257	金村	龍吉	大阪	2054	村上	豊和
大阪	2616	伊藤	肇	大阪	2483	寺田	敏夫
大阪	3097	笹本	恵	大阪	2716	出谷	健二
愛知	1288	野田	正昇	奈良	360	松村	勝實
愛知	1987	岡田	輝雄	愛知	1973	天野	章
岡山	1033	中西	庸雄	愛知	2058	牛田	敬二
徳島	360	大西	康雄	旭川	294	小泉	悟

平成25年10月10日付

東京	5961	阿部	榮	東京	7741	関	正充
神奈川	445	川田	盛久	神奈川	1732	荒巻	貞夫
埼玉	1534	日暮	弘之	埼玉	2254	古屋	健
埼玉	2441	渡部	博次	栃木	820	加藤	久
静岡	895	荒川	豊	長野	2337	森	浩亮
新潟	513	七里	和夫	新潟	663	阿部	悌
京都	722	今井	京子	兵庫	1891	藤本	貞雄
和歌山	256	立石	年夫	和歌山	367	三宅	正廣
岐阜	732	水野	清司	岐阜	824	辻	佳男
広島	1196	西村	孝男	広島	1443	山田	保夫
広島	1476	小山	正人	広島	1691	内海	大和
広島	1719	天下	幸治	山口	847	有井	幹夫
岡山	688	末田	浩	大分	1	田中	宣男
熊本	402	西田	政夫	山形	1188	中鉢	久雄
旭川	180	山崎竹三郎		釧路	219	酒井	則孝
徳島	418	水口	敬二				

平成25年10月21日付

大阪	1670	辻村	幸男	大阪	2534	寺田	智美
京都	817	堀田	聡	兵庫	1319	向井	康晴
和歌山	295	濱路	主行	愛知	574	外山	洋雄
岩手	1058	村上	隆志				

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年10月1日付

東京	6937	城間	健	大阪	3141	田中	計機
----	------	----	---	----	------	----	----

平成25年10月21日付

千葉	2091	大倉	寛	群馬	810	佐藤	栄二
群馬	834	渡辺	元	群馬	876	柳澤	尚幸
群馬	1004	関本	雅弘	静岡	1553	松本	健巳
静岡	1723	小林	大剛	静岡	1727	保坂	達教
大阪	2515	坂上	暢子	大阪	2641	濱本	真人
大阪	2736	富岡	隆	大阪	3076	山下	晃平
三重	775	早水	隆人	三重	855	前川	賢直
三重	862	伊藤	佑樹	三重	866	内山	憲一
福岡	2114	野田	宏明	福岡	2227	高崎	剛
札幌	1104	内田	秀昭	徳島	492	山田	晃輔

ち ょ う さ し 俳 壇

第343回



残 生

水上陽三

柿の里言葉紡ぎつ一万歩
雨の里どの道行くも柿明り
秩父嶺の際より晴れて台風過
冬たんぽぽ鐵路は夢の往き来して
残生の一日問はるる帰り花

雑 詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

棗の実持つて行くよと飛驒の友
ウインドーのマネキンもはや冬衣装
散歩道犬に吠へられ秋の夕
何もかも忘れて眺む冬薔薇
老けたねと時をり言はれ冬帽子

茨城 島田 操

紅葉宿お国言葉で迎へらる
繰り言を慰めてゐる温め酒
わが庭に無き木の落葉掃きにけり
幾山河隔つみちのく芭蕉の忌
友思ふ心は失せず返り花

東京 黒沢利久

図書館の小説借りる冬立つ日
改札を出てくる妻の古コート
みちのくの日本シリーズ神無月
べいごまの青田・川上強かりし
階の一段ごとの秋ふかし

茨城 中原ひそむ

戒名はあの世の切符曼珠沙華
逝く秋や這つて厠へ通ふ妻
秋寒やさてきて夕餉何にせん
存へし命大事におでん鍋
天寿とて間のなき齡曼珠沙華

今月の作品から

水上陽三

老けたねと時をり言はれ冬帽子

堀越貞有

面と付き合つて直接老けたねと言われた
のでは無からう。第三者のひそひそ話を耳
にしているのであらう。それにしても頭に
寒さを感じる頃となり、しゃれつ気のある
冬帽子をかぶり得々としているのである。
負の解釈でなくプラス思考の俳句とした。

繰り言を慰めてゐる温め酒

島田 操

飲み仲間との一時である。酒癖かも知れ
ないが、くどくどと愚痴をこぼす連れに対
し、まあまあと温め酒を進めて慰めている
光景は、居酒屋などで目にする日常茶飯事
である。人間年を重ねるにしたがつてこの
ような日常茶飯事も俳句に詠留めておきた
くなるものである。

階の一段ごとの秋ふかし

黒沢利久

「階」はきざしと読む。非常に感性の強

い作品である。神社などの石の階段を一段
一段上つて行く度に秋の深さを感じしてい
るのである。このように適格な俳句的表現
を作者のものとして貰いたいと思う。

存へし命大事におでん鍋

中原ひそむ

「存へし」は、ながらえしと読む。幸いに
して現在までながらえた命を大事に思ひ且
つ大事にすることこそ人に与えられた義務
でもあらう。まして病氣と闘つておられる
妻女のためにも元気で生きて行かなければ
ならない。寒い夜は熱々のおでんでも奥さ
んと囲んで自愛の時を過ごしてほしい。

【二投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町二丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

平成26年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

出 願 要 領

出願資格(1) ～ (3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2014(平成26)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2014(平成26)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2014(平成26)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ)日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者
- 推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意くだされば結構です。

◎試験科目：面接のみ

※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程 → 受付は終了しました。

B日程

- (1) 願書受付期間…2014年1月30日(木)～2月12日(水)(出願書類提出は日調連宛郵送必着)
- (2) 試 験 日…2014年2月23日(日)
- (3) 合格発表日…2014年2月27日(木)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せてください！

入試要項のお取寄せ・お問合せは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,302枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、本年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引することを検討しています。

2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月上旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期

限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いします。

なお、新規に申し込まれる会員で、電子証明書の取得を急がない場合は、2015年(平成27年)3月以降にお申し込みをいただきますよう、ご協力をお願いします。

また、早い時期に発行を希望する会員におかれましては、随時発行してまいりますので、なるべく早期にお申込みいただきますよう、お願いいたします。

A グループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いします。

B グループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いいたします。

C グループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いいたします。

3 電子証明書の発行方式

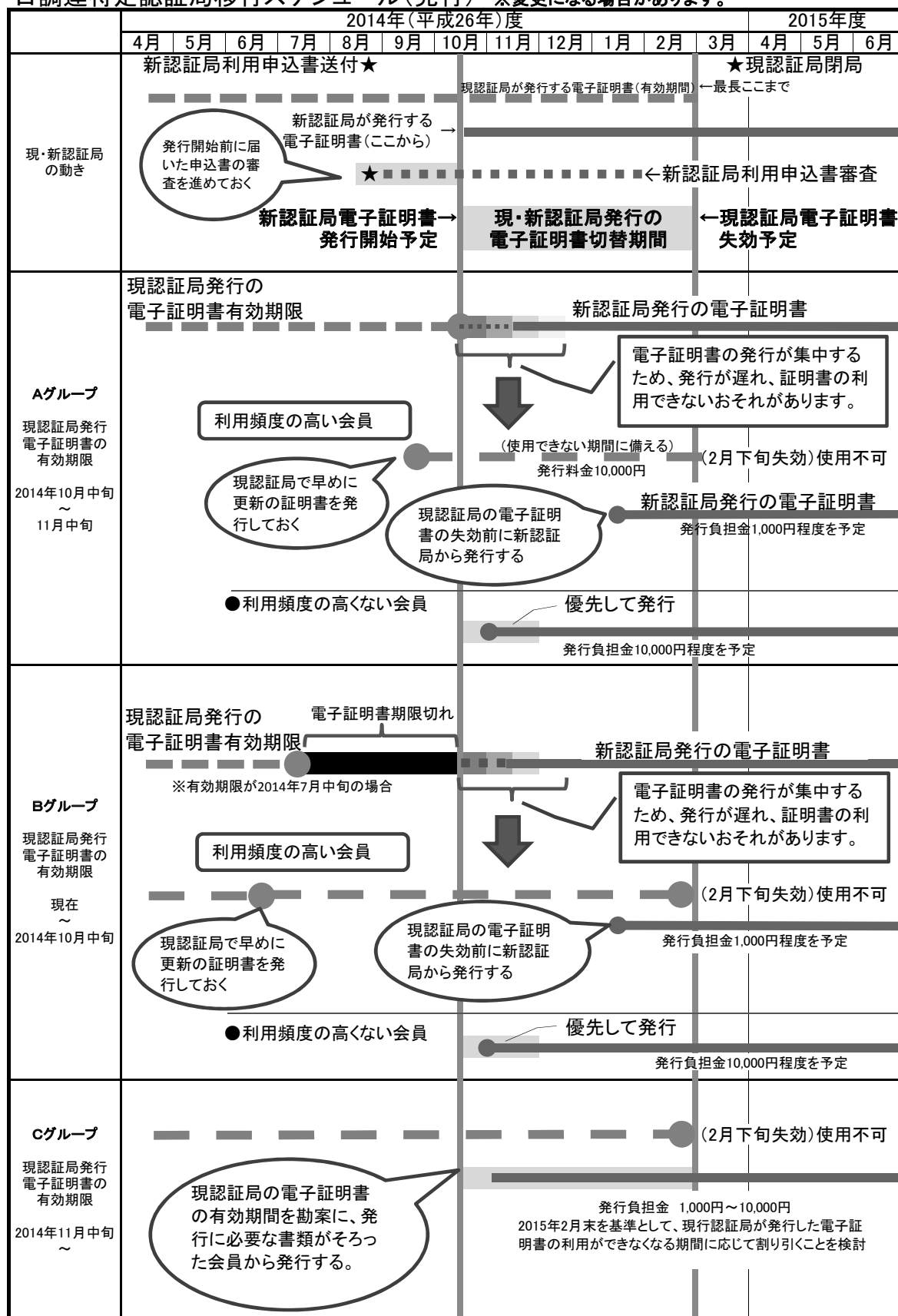
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



備えなくして豊かな老後はない

神奈川会 関 延之

神奈川会の関延之と申します。以前、土地家屋調査士国民年金基金の代議員を経験しています。昨年4月に65歳になり、いわゆる団塊の世代が「老人」の仲間入りをしたのです。特別な感慨はありませんでしたが、第1回目の年金を手にして、いよいよ年金受給者になったのだという実感がわいてきました。

この機会に私の老後について心身両面で考えてみました。健康面については、腰痛以外これといって悪いところはありません。ウォーキングが趣味で、毎回5時間位は歩いています。話は年金からそれますが、ウォーキングについては自分なりの考えで行っています。よくある自分の地域をぐるぐる廻るのはあまり好きではありません。わくわくするような場所に行きたいのです。たとえば近くでは鎌倉やみなと横浜です。また東京のウォーキングも魅力的です。浅草や下町、皇居周辺のほかレインボーブリッジを歩いて渡るのも楽しみです。京都では銀閣寺から哲学の道を通って南禅寺、祇園、清水寺のコースも印象に残っています。体力の許す限りこれは続けたいと思っています。

次に、精神面ではどうかというと、老人になっても頭の中は学生時代の気分と変わりません。子供のころ思っていたお爺さんのイメージとはほど遠いものであります。呆けないよう、いろいろな刺激を受けています。好きな音楽鑑賞も呆け防止の一つです。今年はベルリン・フィル、ウィーン・フィルそしてコンサートヘボウの鑑賞券を妻からプレゼントされ感激しています。

さて、私の父は101歳の長命でしたが、これに当てはめると私の余命が35年となります。これ程の長生きは無理としても、その余生を心豊かで、尊厳のある老後にするためには、まさに「恒産なくして恒心なし」であります。アリとキリギリスではありませんが、若いときからの備え無くしてその豊かさは得られるものではありません。いま、リタイア貧乏という言葉がありますが、長く不景気が続き、若



い土地家屋調査士の行く末を心配しているのは私だけではないと思います。ぜひ、無理をしてでもその備えを始めてもらいたいと願っています。

国民年金に40年間加入しても、受給はおおよそ月6万5千円です。これでは暮らしていけません。現実の話、公的な保護政策に頼らざるを得ません。そうならない最善の方法は、土地家屋調査士国民年金基金に加入することです。しかも若いうちにであります。私が年金に目覚めたのは30代後半です。ちょっと遅かったかなと思っています。やはり掛け金は若いほど安いし負担が少ないからです。もちろん、土地家屋調査士国民年金基金にはすぐ加入しましたし、民間の年金も入りました。妻と併せてたくさん入りましたが、生命保険会社の倒産という苦い経験もしています。そんな中で受給している経験から、公的年金である土地家屋調査士国民年金基金が頼もしく思えましたし、控除枠も大きく民間の年金とはひとランク上の存在であると感じています。お陰様で、老後を享受しております。

「金持ち老後、貧乏老後」という本がありますが、どちらになるかは備え一つです。ぜひ、未加入の皆さんには土地家屋調査士国民年金基金に加入することをお勧めします。また、すでに加入されている方は増額について考えてみられてはいかがでしょうか。

国民年金基金から

速報!

●土地家屋調査士の皆さまへ

国民年金基金からの大切なお知らせ!!

平成26年4月から、掛金が変わる予定です!

国民年金基金制度では、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、掛金を見直すことが法令等により義務づけられております。(※ 前回の財政再計算は平成21年4月)

平成25年度はこの「再計算」を行う年にあたるため、現行商品を見直し、**平成26年4月から新しい掛金額が適用される予定です。**

変更になるのは26年4月以降に新規加入、増口をされる場合の掛金です。現在、基金に未加入で新規加入をお考えの方、基金に加入中で増口をご検討の方は、新規加入、増口ともに26年3月末までにされることをお勧めいたします。

平成26年3月末までに新規加入・増口のお申込をいただければ、現在の掛金額が60歳まで変わることなく、ずっとご加入いただけます。

*** この機会に、将来の生活設計について考えてみませんか!? ***

☆☆☆☆ 加入ありがとうキャンペーン ☆☆☆☆

7月 ご当選者発表

小林 弘仁 様 (三重県在住)

橘 泰弘 様 (大阪府在住)

中山 祐介 様 (埼玉県在住)

7月のご当選者の方々には
『岩手』の美味しいものとして
帆立炊き込みご飯の素や盛岡冷麺、
お米などの詰合せを贈らせていただきました。

ご当選の方々から
『とてもよかった!』
『結構な品をありがとうございました』と
喜びのコメントをいただきました。



「人生を豊かにする彩り」vol.5

『太陽の子』(著者：灰谷健次郎)という児童文学書を読んだことがあります。沖縄の言葉で太陽は「ていーだ」、子供は「ふぁ」、「の」は「ぬ」と発音するので表音的には「ていーだぬふぁ」となるようですが、沖縄料理店「てだのふぁ」を舞台とする、この本に登場するふうちゃんはまさに『太陽の子』です。

今回は太陽を連想させる【黄色】について。

人間の体内時計が24時間ではないことはよく知られていますが、一日の始めにこのズレを社会時間に調整してくれるのが太陽の光です。ただ、この調整が重なると身体に負担がかかってきます。そのため、体内時計の負担をまとめてリセットする日が必要になります。そのための日が日曜日だとか。

太陽の光によって活気、躍動、希望が与えられていると感じるのと同様に【黄色】は自然治癒力といったパワーを強く与えてくれます。

【黄色】は色の中で一番目立つ色であり、人の目に訴えかける色といえます。自分らしさを発揮したいとき、自分を認めて欲しいときに自然と惹かれる色

であり、ひらめきや自信が高まっているときに手を伸ばしてみたいくなる色であるらしいのです。そう考えるとADRのポスターも納得です。

「朝食はバナナ1本でも」と言われていましたが、これは栄養の面だけではなく、メンタル面でもいい影響があるのです。一日を積極的に活動するためには、グレープフルーツ等も良いかと思います。では、朝食が摂れなかったときはどうすればいいのでしょうか。そんなときには【黄色】のものを携帯しては如何でしょうか。ハンカチなどの小さな物でも十分にその効果が発揮されるはずです。

さて、先のふうちゃんは自分をただしく見つめるために、辛い思い、苦しい思いをすることを承知で歴史を知ろうとします。そして、生きることについて自分の答えを見つけていきます。我々土地家屋調査士も黄色のペンを胸に挿し、土地家屋調査士がこれからどうあるべきかを探してみようではありませんか。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
(以下「日調連特定認証局」)が発行する電子
証明書をなぜ取得する必要があるの？

日調連特定認証局が発行する
電子証明書は、ネット等の世界において
「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、
オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作
成したデータ(一部署名できな
いものもあります)
に署名する場合等
に使うんだ。

ハカル君

Q2. どうすれば電子証明書を取得できるの？

次のページから「電子証明
書の取得方法」、「オンライン登記申
請の準備方法」及び「電子証明書の再発
行方法」など様々な手続の説
明をしているので、よく
読んで申し込んでね。

トウコさん

電子証明書を全会員が所
持することは、オンライン申請
に対応できる組織としての能力が
あることを宣言する第一歩だよ！



【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけてい
るといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持してい
るか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人
として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決
に役立てる能力を評価できる仕組みを備えている
か？

☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行された電子証明書は、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。
事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。
利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、電子証明書を失効します。
業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。よろしくお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

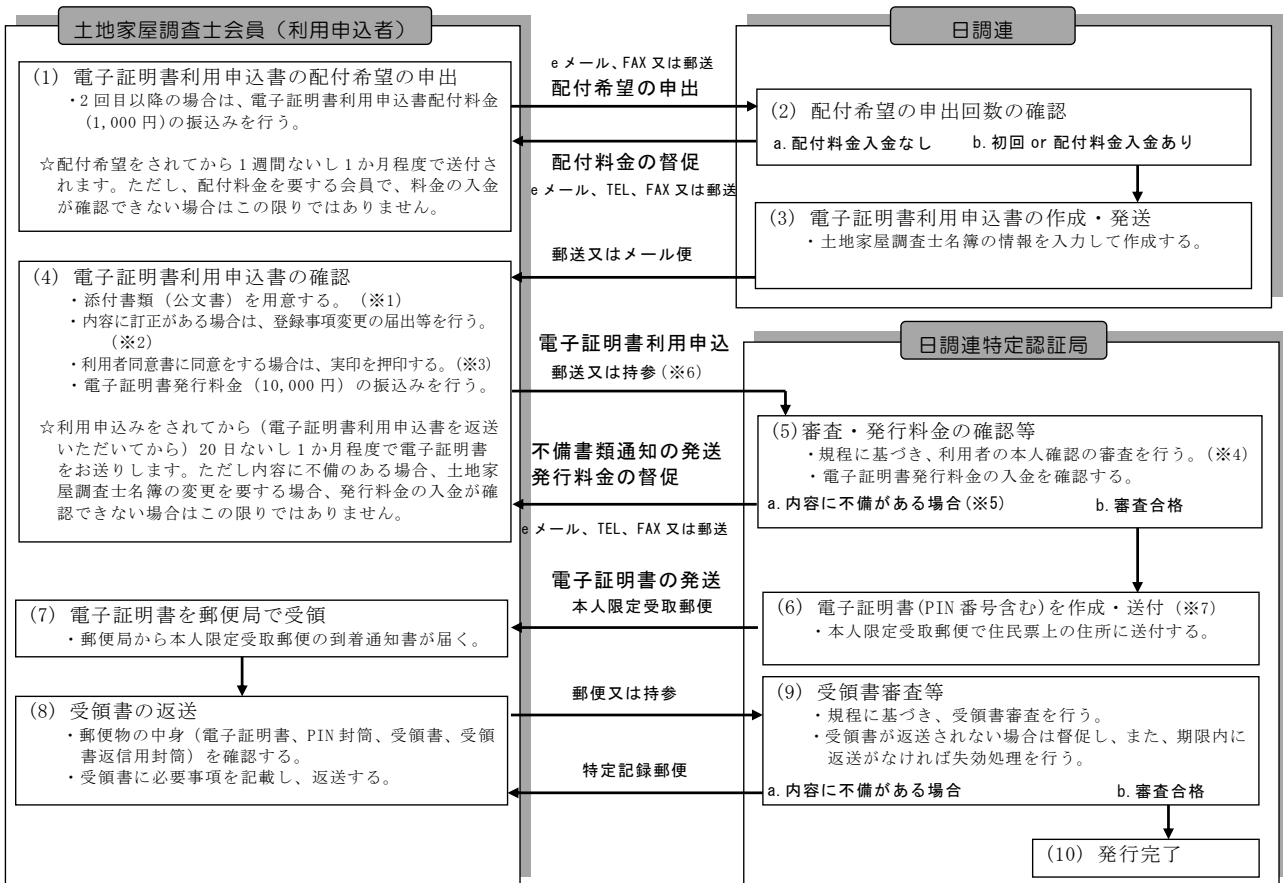
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

電子証明書利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(電子証明書の初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

電子証明書を取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、電子証明書発行までに時間がかかる場合がございます。
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) 電子証明書は、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

電子証明書の同封物について

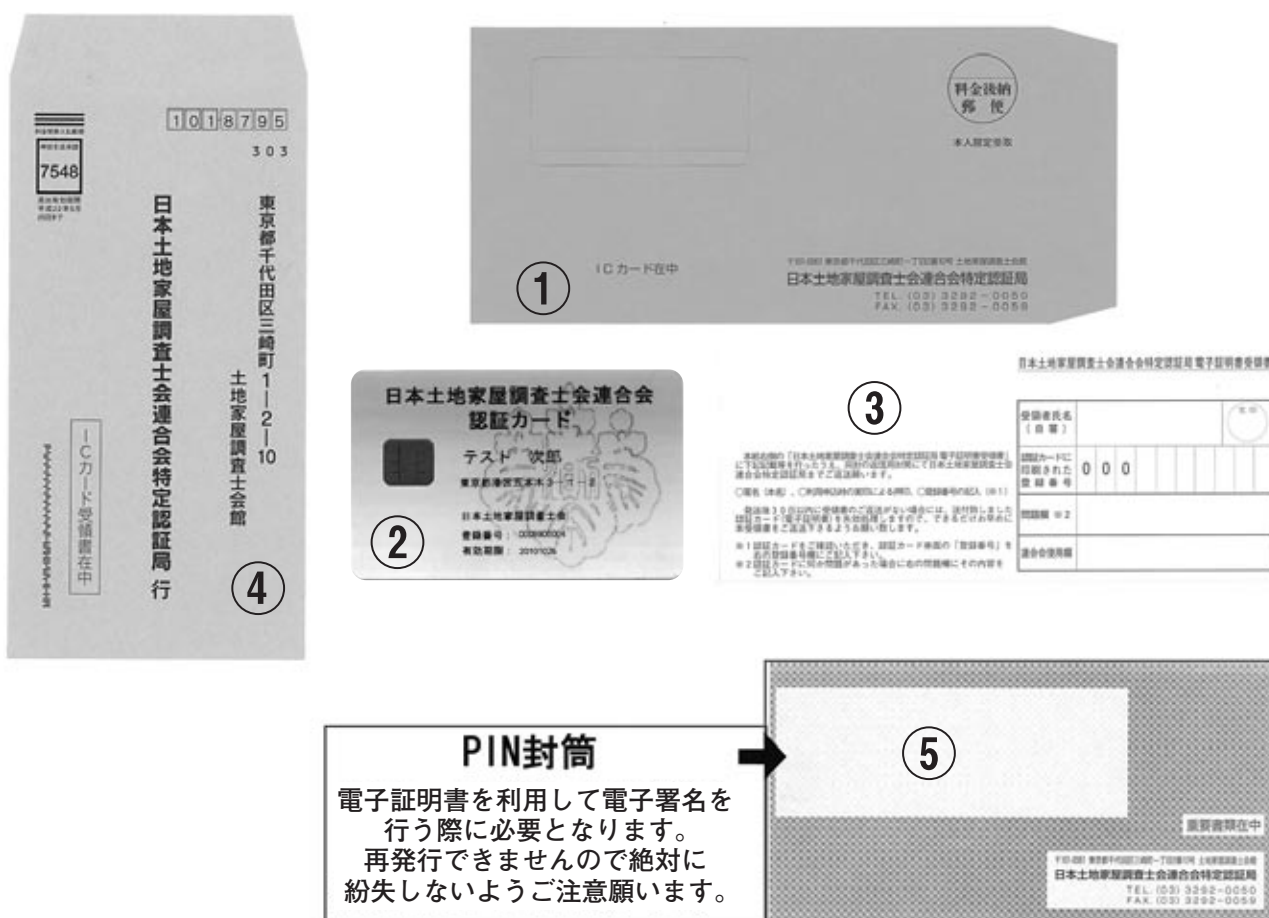
電子証明書が同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード(電子証明書)
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

電子証明書のPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードは署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力すると電子証明書が使えなくなりますのでご注意ください。**
(この場合、当該電子証明書を失効し、新規に電子証明書を発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

電子証明書受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。電子証明書が発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、電子証明書は失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ 電子証明書の券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

電子証明書を利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」 (<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

電子証明書の発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月から電子証明書の発行を開始し、平成25年10月末日現在で累計23,382枚の電子証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

電子証明書の発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		